

しは更に夫れ以前の事なるべし。正確なる文献の徴すべきものなければ、素より斷すべきにあらざるも、太古住吉津の開けたる頃より其の津の出入船舶の取締に任じたるは吉士(キシ)家なりしが如く、之に對して難波津出入の船舶の取締り及び通譯の任に當りしものは我が阿倍家にあらざるなきか。

然り而して古代及び中世にありては、阿部野は少くとも四天王寺以南住吉神社に至る、長さ三十六町巾十八町、所謂阿部野街道に沿へる東西一帯の地域を呼べるものの如し。而して今尙本村地域の一部に於て正に阿部野の字名を存する洵に偶然にあらざるなり。

往古に在りては本地正に嶋嶼たり名けて阿倍島と呼びたるが、そは地質の項に於て委しく述べ茲には贅せずと雖、其の阿倍島に關する著名なる和歌三首を示さんに、

萬葉集 阿倍の島うのすむ石による浪のまなく此ころやまさしおもほゆ。(山邊赤人)

夫木集 阿倍島や鶴のぬる岩に降雪の浪にいくたび消つもるらん。(後鳥羽院)

又鎌倉右大臣の

あへ島の岩うつ波のよるさにて住こもきかめ千鳥なくなり。

なごあり。(鎌倉右大臣の歌は本地にあらずして駿河の『あへ島』なりその説あるも疑はし)

第壹編 地理及び地文

第一章 地理

第一節 位置、廣袤、及び面積

本村は大阪府東成郡に屬し、大阪市の南方に位す。北は官線關西鐵道線を以て大阪市南區天王寺、及び奈良街道によりて本郡生野村に境す。東は股ヶ池低地の西方に於て田邊町に接續し、又此の低地に續く猫間川水源の東方北百濟村に境す。西は國道第十六號線(紀州街道)及び中道線を以て西成郡今宮及び玉出の両町に接し、南は本郡住吉村に連る。

本村は東西約十八丁、南北約二十丁、面積〇、三方里にして其の坪數百三十九萬九千六百八十步(四百六十六町五反六畝步)を有す。

第二節 地勢

本村は大坂城を起点として住吉に至る難波岡陵の一部に屬す。中央部は隆起して岡陵をなし、東西次第に低地を作る。其の中央部を南北に縱走する阿部野街道は、南海鐵道平野線及び全上町線の交叉点附近最も高く、其の最高地点は海拔約六十二尺餘に達す。而して街道の東及び北東部は緩慢なる傾斜をなし、田邊町、北百濟村及び生野村の平地に連る。西部は斜面急にして今宮、玉出兩町の所謂木津

川三角洲の低地に連続す。紀州街道附近に於ては十五尺乃至十三尺の海拔を有し本村中最低の地域なり。而して中部高臺地を分割する稻谷、奥谷、苦ヶ碓、鯨谷等の低地深く中部に出入し、出でて西部の平野に連る。

附 阿部野街道は本村に於ける最高地點を南北に縦走し其の大阪市に連る地點は海拔約五十八尺。住吉村附近は海拔約五十三尺なり。而して東部一帯の田邊町に連る地域は海拔約廿八尺なり。海拔の計算は「大阪市標高」(O.P.)に據る。

第三節 區劃

一、二大字及び小字名

本村は『天王寺』及び『阿部野』の二大字に區分せられ、大字『天王寺』は面積四百二十三町六段二十六步にして、『阿部野』は四十二町九段九畝四步の面積を有す。而して兩大字に属する小字名及び地番を示せば次の如し。

大字天王寺の小字名及地番

- 北・中・南國分寺至一二三五番 其他
- 墓ノ 前自一六七番 其他
- 北・中・南松田至三二四番 其他
- 玉 手自一三四番 至一五〇番
- 内ケ 墓自一九四番 其他
- 北・中・南・下ノ 森自三五八番 其他
- 下塚 原自一六一番 至一六三番
- 北・中・南・堺田 自二三三番 至二七五番
- 生 田 自四五六番 至四六九番

- 川 夜 自四七〇番 至四八六番 其他
- 西松田 自三八八番 其他
- 東 裏 自五七一番 至五八三番
- 長 池 自五〇一番 至五二五番

- 柳 原 自五四九番 其他
- 大海池 自五五〇番 其他
- 東 裏 自五七一番 至五八三番
- 宮ノ 下 自六一三番 至六二七番

- 板 橋 自六一二番 至六二六番
- 天下茶屋 自六二七番 至六五二番
- 南中小路 自六五五番 至六八七番
- 札ノ 辻 自六八八番 至七〇七番

- 北ノ 端 自七一八番 至七三二番
- 脇ケ 岡 自八一一番 至八二二番
- 四ツ 松 自八五五番 其他
- 塚 原 自八六〇番 至八七七番

- 奥塚 原 自八七八番 其他
- 石 蓋 自九一三番 其他
- 金 塚 自九三七番 其他
- 稻谷 口 自九五四番 其他

- 西・東金塚 自九〇六番 至九一七番
- 經 立 自一〇五九番 至一一〇五番
- 口・中・經 立 自一一〇六番 至一一二〇番
- 苦ヶ 碓 自一一七三番 其他

- 奥經 立 自一一七四番 至一二〇九番
- 丸 山 自一二二〇番 至一二二九番
- 柘榴 塚 自一二三〇番 其他
- 南苦ヶ 碓 自一二五八番 其他

- 茶屋 前 自一二八五番 至一三三三番
- 北天狗塚 自一三三四番 其他
- 北坂 田 自一三二六番 其他
- 下・上・鯨谷 自一三六三番 至一四一五番

- 南天狗塚 自一四一七番 至一四三三番
- 坂ノ 口 自一四三六番 至一四五六番
- 口 谷 自一四五八番 其他
- 奥 谷 自一五〇一番 至一五五〇番

- 西萬 所 自一五一六番 其他
- 播磨 塚 自一七三三番 其他
- 南中 道 自一七三六番 其他
- 鹽カ ラ 自一七五五番 其他

- 西鳥 飼 自一七八一番 至一八〇〇番
- 鳥 飼 自一八〇一番 至一八三四番
- 南中新池 自一八三五番 至一八七六番
- 長者ヶ 崎 自一八八四番 至一九三四番

- 牛追 塚 自一九三五番 其他
- 阿部 寺 自一九五〇番 至一九七八番
- 辻堂 前 自一九七九番 至二〇〇二番
- 梨子 垣 自二〇〇三番 至二〇二一番

北苗代田	自二〇二五番 至二〇五六番	道	端	自二〇五七番 至二〇八六番	茶屋	前	自二〇八七番 至二〇九九番	西・東中道	自二一〇番 至二一五七番							
北新池	自二一五八番 至二二七九番	口	中	自二一八〇番 至二二〇〇番	南	西苗代田	自二二〇〇番 至二二九九番	苗代田	自二二四〇番 至二二六四番							
南・東阿部寺	自二二六六番 至二二九二番	西	三	明	自二二四三番 至二二四三番	南平	戸	自二二五〇番 至二二五〇番	三	明	自二二五三番 至二二五三番					
南三	自二二五〇番 至二二五五番	西	高	道	自二二五七番 至二二八〇番	東	西	中	南	瓦	釜	自二二六八番 至二二六八番				
重良	自二二七四番 至二二七五番	芝	口	後	自二二八〇番 至二二八二番	前	後	口	新	池	自二二八九番 至二二八九番	其他				
口鳥飼	自二二八六番 至二二八八番	東	鳥	飼	自二二八八番 至二二九〇番	キ	ロ	メ	キ	自二二九二番 至二二九四番	湯	田	自二二九五〇番 至二二九七番			
大僧	自二二九七番 至二二九七番	東	高	道	自二二九七番 至二二九七番	中	ノ	谷	自二二九五〇番 至二二九五〇番	馬	ノ	谷	自二二九五〇番 至二二九五〇番			
河堀	自二二九七番 至二二九七番	黄	金	池	自二二九七番 至二二九七番	中	ノ	島	自二二九五〇番 至二二九五〇番	八	反	田	自二二九五〇番 至二二九五〇番			
口大僧	自二二九七番 至二二九七番	西	松	本	自二二九七番 至二二九七番	奥	大	僧	自二二九五〇番 至二二九五〇番	西	奥	東	口	野	中	自二二九五〇番 至二二九五〇番
流	自二二九七番 至二二九七番	奥	口	松	本	自二二九五〇番 至二二九五〇番	渡	所	自二二九五〇番 至二二九五〇番	鶴	崎	自二二九五〇番 至二二九五〇番	島	ノ	内	自二二九五〇番 至二二九五〇番
赤	自二二九七番 至二二九七番	龍	間	田	自二二九五〇番 至二二九五〇番	東	西	浮	田	自二二九五〇番 至二二九五〇番	西	東	高	松	自二二九五〇番 至二二九五〇番	
吹	自二二九七番 至二二九七番	東	西	浮	田	自二二九五〇番 至二二九五〇番	東	西	浮	田	自二二九五〇番 至二二九五〇番	東	西	浮	田	自二二九五〇番 至二二九五〇番

大字阿部野の字名及地番は次の如し。

播磨	自一六〇番 至一七七番	其他	王子	前	自一七八番 至一九三番	其他	東	浦	自一九四番 至一九七番	松	虫	塚	自一九八番 至一九三番
南坂	自一三四番 至一六六番	其他	北坂	田	自一九五番 至一九五番	其他	御	坊	敷	自一九六番 至二〇八番	萬	所	自二〇九番 至二一八番
東	自二五三番 至二六七番	西	自二六八番 至二九五番	其他	西	王	子	前	自二二五番 至二二五番	東	浦	自二四三番 至二四三番	其他

二、村内字地の稱呼に就て

本村二大字の區劃は上記の如くなるが、大字天王寺は大字阿部野に比して約十倍の地積を有し本村面積の大部分を占む。『天王寺』『阿部野』及び『天下茶屋』等の名稱は別項記載の如くなるが、現今大字阿部野の西方一帯の地を『天下茶屋』と稱し、葬儀所附近を『阿部野』と呼ぶは共に私稱なり。又東天下茶屋、北天下茶屋、常盤通、旭通、明治通、晴明通、相生通、松虫通等總て私稱なり。字天下茶屋より東は南海上町線、北は丸山附近、西は遠く西成郡濱田有樂町皿池神合通に至る地域一帯を天下茶屋と私稱す。寛政七年の『天下茶屋村』地圖（寺田善左衛門氏所藏）を見るに、東は略現今の大字阿部野及び大字天王寺の境界線より南は本村と住吉村との村界。西は現今本村と玉出町との村界。北は聖天山を限りとする地域を天下茶屋村と稱したるが如し。今日東天下茶屋、北天下茶屋乃至、南天下茶屋と稱するは、大体に於て往古に於ける『天下茶屋村』の地域を指すものたるべければ私稱も亦故なきにあ

らす。

字稻谷、苦ヶ碓、鯨谷等は何れも本村の西部に於ける低地にして深く中部に侵入せるを以て其の名稱あり。

字塚原、金塚、天狗塚、播磨塚、牛追塚、柘榴塚、赤塚等はいづれも、往古塚墓のありしより古來其の名を存し、『播磨塚』の如きは現に東南隣住吉村に屬するも現に『小町塚』と並び存す。

字瓦釜、阿部寺、三明、大僧等は本村の東北部に在り。瓦釜、阿部寺は別項に記す所の如く、大僧は恐らく古代に於て寺院僧侶に關係を有する地域なるべし。

字新池は大字阿部野の東部に在り、現に廣大なる池敷を有する溜池あり。新池の字名亦因を之に發せるものなるべし。

字丸山は字苦ヶ碓の西方に在り、此地一小丘あり、故を以て此附近一帯を丸山と稱するものか。尙此地兼好法師の舊蹟を存す。

字王子前は大字阿部野に在り。阿倍王子神社に因む。

字墓の前は大字天王寺北西端西成郡今宮町に連る。往古國分寺所屬の墓地其の前面に在りしより其の名ありといふ。

字國分寺は村の北西、字墓の前の北東に在り。聖武天皇天平九年日本六十餘州に令して國分寺を建立

せらる、攝州に於ける國分寺及國分尼寺は西成郡國分寺村及び大阪市生野國分寺に建てられたれば、本村の字國分寺を以て當時の國分寺跡なりとの傳説は容易に信すべからざるも、或は國分寺所屬の墓地なりしものならんか。蓋、此の地は大坂七墓の一たる飛田の墓所に近く、東に塚原、西に墓の前及び内の墓等の小字隨處に存在するものあればなり。特に示して考證を俟つ。

字湯田は本村の東部中央に位して田邊町に接す。傳説によれば此地の田園は往古より最近に至るまで水の冰りし事なし、即ち曾て温泉の湧出せしに因めるものか。

字塩カラは大阪高等學校の北、字播磨塚の東に隣す。傳へ云ふ此地往昔塩分を含める温泉の湧出せるより夙に此の稱ありと。

現在村役場の東方一帯の低地より、下天神森附近に出づる低地の一部は地質時代は素より有史以後に於ても所謂阿閉島に於ける小灣なりしが如し。別項記せるが如く、其の相生町二丁目の生谷氏邸内井戸堀に際し、現に大帆柱を堀り出せるに見るも亦以て證すべきなり。即ち字口谷、字宮の下、字板橋等は總て皆古代に於ける一小港灣なりしものか。

字萬所は往昔阿倍王子神社及び神宮寺(阿倍寺)等の隆盛を極めし時代に於ける公署の所在地を指せるものにして、所謂政所の謂ならんか。

字御坊は阿部寺若くは神宮寺等に屬する僧坊の所在に因めるものか。

三、字名と『塚』との關係

本村の小字に『塚』なる文字を用ふるもの尠少なからず。即ち『金塚』『塚原』『天狗塚』『播磨塚』『牛追塚』『柘榴塚』『赤塚』等の如し。是等は孰れも往古に於ける塚墓に基けるものか。即ち金塚は大伴金村の塚墓に因縁を有するものの如し。塚は近年まで其の塚跡を存せしも、今は廢れて其の跡を失ふ。金村は別項に記するが如く、住吉(今の堺市)に其の邸宅を構へ、現今の大阪及び堺に至るの地を領したりしに稽み字金塚に金村の墓塋を築きたりしといふ。必ずしも無稽の説にあらざるが如し。而して金塚は金村塚の略ならんも更にカナ塚をキン塚と稱わ、豊公時代に於ける黄金埋藏の地となせる巷説あるも遽かに信じ難し。

『播磨塚』は『小町塚』と共に住吉村に屬するも、本村大字天王寺の小字に播磨塚の字名を存するは此の播磨塚より來れるものなるべし。傳へいふ『播磨塚』は南北朝時代に於ける戦争の當時、播州赤松家の武士多く此地に戦死せるを合葬せるより此稱ありといふ。

その他『塚』を字名に有する土地尠少なからざるも、孰れも往古に於ける高位大官若くは由緒極めて顯著なる人物及び事由に關する塚墓に因を發するものならん。

第四節 水利

一、池 水

本村の水利は溜池に依る。村内に起伏せる丘腹平地の間には灌漑用溜池ありて、田園を濕はしに農耕の用に供せられたるも、本村住民の増加は勢ひ耕地を蠶食して遂に灌漑用溜池の要を見ざるに至れり。大正四年に於ける溜池は其の數三十個所、面積九萬一千二百二十四坪にして、本村總地積の約十五分の一強に當りたるも、其の大正十年に至りては僅かに十三個、面積一萬二千四百坪を減じ、今は僅かに面積七萬九千二百坪を存するのみ。今溜池及び水路表を示せば次の如し。

二、溜池及び水路表

年 度	用			水			放		
	個 所	面 積	個 所	溝 渠	開 及 樋	個 所	延 長	個 所	開 及 樋
大 正 四 年	三〇	九、二四〇坪	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇
五 年	二九	九、〇〇〇	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇
六 年	三〇	九、〇〇〇	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇
七 年	三〇	九、〇〇〇	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇
八 年	三〇	九、〇〇〇	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇
九 年	三〇	九、〇〇〇	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇
十 年	三〇	九、〇〇〇	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇
十 一 年	三〇	九、〇〇〇	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇
十 二 年	三〇	九、〇〇〇	七	一九	八	一五	八、三〇〇	一四	八、三〇〇

全	十年	五四七	五三九	四	三	一六七	一六八	一、四一八
全	十一年	六九六	六〇一	四	二	一三七	一四四	一、五八四
全	十二年	七八六	七三三	七	七	一八二	二一五	一、九三〇

二、國勢調査

國勢調査は孝徳天皇大化の新政時代に於て其の第一回を行ふ。これ我が國に於ける戸口調査の濫觴たり。其の後兩三回執行されたりしも、其の愈々全國一齊に舉行されたるは我が國空前の大規模たりき。該調査は大正九年十月一日午前零時を期し執行されたるものなるが、本村は之を九十六區に分ち區毎に調査委員九十六名豫備委員二十二名を擧げ、更に村費壹千七百九拾四圓を支出し、之に國庫交附金壹千六百圓を加へて之の經費に充てたり。即ち九月上旬を以て調査の主旨宣傳を行ひ、次で申告記入の方法を傳ふ。而して之が宣傳方法としては、講演、講習會、揭示、唱歌、其の他の方法を單獨若くは併用せり。而して當時の申告及び戸口數は左の如し。

申告書數	人		計	戸數	前年末に比し戸口増加數
	男	女			
七、七八〇	一六、六二七	一七、七五七	三四、三八四	二、二〇	九、五八

國勢調査時期に於ける本村の人口は前表の如く前年末に比して殆ど一萬人に垂とするの増加を示せり。これ一は調査の細密を極め敢て正確を期せしに外ならざるべきも、而かも世界大戰以後に於ける入寄留其の他に因るものたらざるばあらず。

(國勢調査は行政事務に屬するも、事戸口に關係あるを以て本項に收む)

第六節 官公衙

本村に於ける官公衙は村役場、巡查派出所、郵便局及び諸學校等なり。(但し天王寺村役場は別項、行政篇に委しければ茲には掲げず。又學校は便宜上教育の章に入れたれば是亦省畧に従ふ)

一、巡查派出所

本村に於ける警察行政事務は西成郡今宮町に在る今宮警察署の管掌に屬す。今本村内に於ける派出所々在地を示せば次の如し。

- 阿部野巡查派出所(大字阿部野一三六番地) 吉野通巡查派出所(大字天王寺八六番地) 常磐通巡查派出所(大字天王寺二〇〇二番地) 中道巡查派出所(大字天王寺二一〇七番地) 今池巡查派出所(大字天王寺二五五番地) 天神森巡查派出所(大字天王寺六三三番地) 東道巡查派出所(大字天王寺一〇〇八番地) 高松巡查派出所(大字天王寺三〇七一番地)

二、郵便局及び通信その他

本村内には二等郵便局一、三等郵便局二あり。集配局は天下茶屋郵便局(二等)のみなり。以下記する所の全局の集配及び取扱数に徴せば概ね本村及び其の附近に於ける通信事務の状態を察知するを得ん

1 天下茶屋郵便局

明治四十年三月八日、天王寺村大字天王寺字札ノ辻六百九十番地に普通三等局開設。明治四十五年五月六日、同字與吉ヶ芝四百八十八番地に移轉と共に特定三等局に改定。大正八年九月二十六日、二等郵便局に昇格今日に至れるも、更に局舎の狹隘を感じ現に本村大字天王寺字月夜四百八十一番地に木造洋館を建築し大正十三年十二月十六日移轉。現今取扱事務種別及び其の開始期左の如し。

- (一) 通常郵便物及小包郵便物の引受並に配達(明治四十年三月八日)
- (二) 爲替貯金受拂事務(明治四十年三月八日)
- (三) 年金恩給拂渡事務(明治四十三年四月一日)
- (四) 電信發着事務(明治四十三年十月十六日)
- (五) 電話交換事務(明治四十三年十月二十一日)
- (六) 簡易生命保險事務(大正五年十月一日)
- (七) 國庫金取扱(大正四年三月一日)

イ、郵便物の集配區域及び回数

區 城	通常郵便最高集配回数		小包郵便集配回数	
	郵便物取集	配 達	取 集	配 達
東成郡天王寺村 西成郡今宮町 全 玉出町	五 五 五	四 四 四	二 二 二	二 二 二

ロ、電報配達區域

東成郡天王寺村 西成郡今宮町 玉出町 津守村 各一圓

ハ、現在從業員定員 大正十四年三月末現在

局長	吏				員				備 人			
	主事	書記	書記補	電話主事補	事務員	交換手	計	取 締	郵便集配	電報配達	報 計	合 計
一	三	五	一六	二	三一	三一	八九	六	七八	一六	一〇〇	一八九

ニ、區内通信設備 同 上

所 在 地	無集配郵便局	電信取扱所	郵便函數	自動電話
天王寺村	二	一	四四	四

小包の引受配達並爲替及貯金事務(大正四年十月二十六日) 電報發着(大正八年參月十六日) 電話交換(大正八年三月十六日) 簡易保險(大正五年四月一日) 恩給年金取扱(大正四年十月二十六日)

3 東天下茶屋郵便局……三等郵便局

大正十一年五月十一日の開設にして大字阿部野一千百七十一番地に在り。現在の取扱事務種類左の如し。

小包・爲替・貯金・恩給年金・簡易保險等なり。

4 飛田郵便局……三等郵便局

大正十年の開設にして西成郡今宮町千五十番地(本村と接続)に在り。取扱事務東天下茶屋局に同じ。

第七節 交通

一、總 說

本村は往古より紀伊、河内、和泉等の諸國より大阪(難波津)に、又大阪及び大阪を経て是等の諸國に入らんとするの要地なるを以て、この道路は遠く千數百年以前より開けたりしが如し。而して大阪より住吉に向つて所謂難波岡陵の中央に添ふて本村を縦貫せる阿部野街道は、我が國交通史上最古重要なものの一なるべし。殊に大和川は河内平野を南北に貫流し、且つ沼澤は攝河の平野に多くして其の低濕甚しかりし古代に在りては、阿部野街道は交通上極めて樞要の地位を占めたりしなるべし。最近

大阪市大發展の影響を受けたる鐵道及び軌道の發達は、其の本村陸上交通に對し異常の利便を興へたるも、交通運輸の一大源動力たる天與の河川を有せず、従つて舟楫の便なきは遺憾なりとす。而して中央の臺地には阿部野・庚申の両街道南北に走り、東部低地には下高野。西部低地には紀州街道(國道第十六號線)あり。相競ふて北方大阪市に入る。其の他東西に通するものに中道街道支線の一部及び稲谷、天田の街道あり。此の外無數の私道縱横に通じ、交通頗る利便を加ふ。加之、大阪市と附近都市村落とを連絡する鐵道及び軌道亦縱横に通ず。即ち南海上町線は阿部野街道に添ふて村内を南北に貫通し、同阪堺線は紀州街道に併行して本村の西邊を南北に走る。南海平野線は本村の中央を東西に貫く。而して本村の北邊を限る地点には關西鐵道線、及び同本線の本村北部を横斷して北百濟村に出づるあり。又南海支線の天下茶屋驛より分岐して本村界を走つて天王寺驛に連絡するあり。又大阪鐵道は本村の北境阿部野橋南詰より攝河の平野を貫きて河内長野に至り。此の他に南海鐵道本線及び同高野軌道の本村の西界を去る遠からざる地區を夫れく通貫するを以て、交通上の利便は多く他に其の比を見ざる所なりとす。今本村内を貫通せる道路の延長を見るに十八里三十五丁二十五間、面積九萬八千五百四十八坪にして。軌道の面積亦二萬五千五百二十七坪の多きを見る。

二、道 路

紀州街道(國道第十六號線) 本道は東京和歌山間の要路たり。大阪市高麗橋堺筋街道より分岐して

日本橋、名吳橋を経て大阪市南區水崎町市郡境界に於て關西線のガードを潜り、西成郡今宮町に於て阿部野街道支線を合せ、約六町にして本村大字天王寺字月夜に入り、北天下茶屋、聖天坂、天神の杜を経て、西成郡玉出町に入る。本村内の延長六百七十間幅員三間三厘なり。紀州街道は俗に天下茶屋本通と稱し又上方街道と呼び、舊幕時代紀州侯の江戸參觀の通路たりき、本道の開發は豊太閣の堺政所に徂徠せし頃ならんか。寛政七年の天下茶屋村地圖を見るに道路の幅員三間なれば明治の初年に改修せられたりと雖、今日の紀州街道は往古の面影を傳ふる所なしとせざるなり。而して本道は明治九年六月、太政官布達第六〇號を以て國道に編入せられ爾來屢修理を加へ以て今日に及べるものなり。

大阪天王寺線及天王寺墨江線（府道）本道は大阪南區天王寺大道一丁目に於て奈良街道と分岐南に走り、大阪市阿部野筋二丁目の市郡境界より本村大字天王寺字脇ヶ岡に入り、本村中部臺地の中央を南北に縦走して住吉村に至る。村内の延長千二百二十間、幅員二間半を有す。本道は往古より熊野街道とも稱し、京都より紀州熊野權現並に住吉神社參詣の要路たりき。委しくは名所舊蹟及び沿革戦史の項に記載せり。『日本書紀』の錄する所によれば『仁德天皇五十八年、夏五月、當荒陵松林之南道、忽生三兩靈木、挾路而未合』とあり。これ素より所謂阿部野街道ならんか。蓋、阿部野の地たる往古松林多く爲に阿部野の松原と稱せられたるに見るも、往昔阿部野街道通行の際絶えず鬱蒼たる松樹の間を名にし負ふ松虫鈴虫さては浪の音さへ耳にしつつ、岸の姫松住吉に通へるものなるべし。

阿部野街道支線（府道津守天王寺線）西成郡今宮町に於て國道第十六號（紀州街道）と分岐し、本村大字天王寺字内ヶ墓に入り、飛田遊廓の北を東行して南折し、更に左折して阿部野街道に合す。延長五百九十間阿部街道と重複南行すること約四百三十間。而して大字阿部野に於て本村を東西に横斷する府道加賀屋平野線と府道大阪天王寺線の交叉点に於て南々東に分岐して住吉村に入る。此の延長約四百九十間なり。該支線の幅員平均二間。明治二十六年府費補助道路に編入せられしも、大正九年道路法施行の際郡道に認定。大正十二年四月郡制廢止と共に府道に移管せらる。

下高野街道（府道天王寺鶴橋線及關茶屋天王寺線）大阪市南區天王寺大道三丁目に於て奈良街道より分岐し、天王寺師範學校の東を迂回し、城東鐵道線と交叉して大字天王寺字河堀口に入り、南走して田邊町に出づ。明治二十三年以前に在りては道路の幅員僅々三尺の野道なりしが、同年に至り當時の田邊町長三杉長兵衛有志を勧誘して沿道の土地を寄附せしめ、幅員二間の道路に改築し、下高野街道と稱せり。翌二十四年、大阪府の補助道路に編入せらる。爾來三十餘年間を通じて修理改繕怠りなかりしが、大正九年四月遂に郡道に認定、大阪田邊東線と稱せしも、大正十二年四月、府道に移管、天王寺鶴橋線と稱し字口大僧より關茶屋天王寺線と稱す。

庚申街道（村道阿部寺長者ヶ崎線西野々中湯田線府道天王寺鶴橋線）大阪市南區四天王寺の南門を起点とし、庚申堂前を通過し關西鐵道線を越えて、本村大字天王寺字長者崎に入り、南行すること約

七丁にして東に折れ、字西野野中より田邊町に達す。村内延長八百六十間、幅員一間七分なり。明治三十一年庚申街道と命名し、大阪府の補助道路に編入せらる。大正九年四月郡道に認定、大阪田邊西線と稱せしも大正十二年四月字南阿部寺湯田間を府道に移し天王寺鶴橋線の一部となす。他は村認定、北を阿部寺長者ヶ崎線とし南を西野々中湯田線と稱す。

加賀屋平野線(府道) 西成郡津守加賀屋より東成郡平野郷町に通ずる道路にして、西成郡粉濱村を経て、國道第十六號線(紀州街道)と交叉し、聖天坂を東して、本村役場前を過ぎ、北に折れ更に東行して田邊町に入る。本道は明治二十五年、野田正教等の盡力により天下茶屋遊園地を開きて本村の發展を計らんが爲に新設したる幅員一間の道路たり。其の鯨池を横斷せる橋梁を野田橋と稱するは前記野田氏の功を貽せるものたり。該道開通の當時に在りては本道を『天下茶屋街道』と呼べり。後更に本村田邊及、勝間村長等沿道の土地を其の所有者より寄附せしめ、幅員を擴張して二間に改修せり。明治四十年、大阪府補助道路に編入せられしが、全四十五年之を廢止す。本村役場より以東は里道なるも、以西三百五十間は私道なり。村内の延長千百六十二間、幅員二間なり。大正九年四月郡道に認定せられ、國道第十六號線より西を阿部野加賀屋線と稱し、國道以東を阿部野田邊線と稱せしも、大正十二年四月府道に移さると同時に、加賀屋平野線と改稱せらる。

中道線及飛田天下茶屋線(村道) 大阪市南區霞町の市郡界天王寺公園南口市電停留場南より起り。

西成郡今宮町と本村の境界を南行し、飛田遊廓の西を経て字月夜に至りて本村に入り、字與吉芝にて國道第十六號線(紀州街道)に合す。明治四十年大阪府補助道路に編入せられしが、同四十五年に至り廢止さる。村内の延長五百七十間、幅員二間なり。

常磐通鳥飼線(村道) 通稱中道街道と呼び、本村の中央部阿部野街道の東側を南北に貫通し、住吉村に通ず。元、幅員六尺の里道なりしが、大正九年四月村道に認定、同時に常磐通鳥飼線と改稱し、爾後、本道兩側の地主の道路敷地提供により幅員十二尺となれり。

附 本村道路の發達は其の人口の増加と農耕地の發展によるの外、他都市及び村落との交通關係によるもの多し。上記の如く本村内の道路延長は十四里六町五十四間の長きに達するも、各線路の開發に關しては殆ど文獻の徵すべきなく、殊に困難を極めし。

坂田車道 現在に加賀屋平野線の一部字坂田即ち現在の村役場附近一帶の該道路は文政四年(百四十年前)車道として擴築せられたるもの如し。そは安永二年(百五十二年前)即ち文政四年を昔に溯ること四十七年前に天王寺村百姓より其の筋の認可を受けたる「べか車」の通行に關する記録に徵すべきか。

小町塚塩辛車道 文政六年及全七年には「東車道」と稱する道路の開發ありて、附近に二條の車道開通せられたるが如し。

三、鐵道及び軌道

關西線(官線) 本線は元、明治十六年の頃、地方有志の馬車鐵道計劃に其の端を發す。此の時に方

り朝野交々汽車鐵道の利便なるを唱へ、爾來、研究及び調査に従事すること幾星霜を費す。斯くて迂餘曲折の後、遂に明治二十一年十一月を以て其の筋の認可を得たり。大阪市南區湊町驛を起点として現在の天王寺驛に至り更に幹線は平野、八尾、柏原、王子、郡山を経て奈良の舊都を經東行遂に三重縣に入る。支線は天王寺驛より、大阪梅田驛に通ず所謂城東線之なり。幹線の奈良に至る線路は明治二十二年五月大阪柏原間先づ開通し、全二十三年九月柏原龜の瀬間、全十二月王子奈良間開通營業せり。明治二十八年五月天王寺玉造間、全十月玉造梅田間開通せり。本線の幹線及び支線は本村と大阪市との境界を劃す。而して本村に於ける延長は字南平戸より字中谷、字八反田、字鶴ヶ崎、字西高松及び字東高松を経て北百濟村に入る。

南海鐵道平野線 大阪市南區惠美須町を起点とす。西成郡今宮町を経て本村字北松田に入り南遊廓の南を東走して阿部野葬儀所前にて上町線と交叉し、更に東して本村字湯田より田邊町に入る。而して田邊町を過ぎて平野郷町に至る。全線延長三哩六分、本村内の延長一哩一分三厘にして村内の停留所は葬儀所前、苗代田の二ヶ所なり。本線は大正三年四月の開通にして初め阪南電氣軌道と稱せしが大正四年四月、南海鐵道に合併し平野線と呼べり。

南海鐵道天王寺支線 南海本線天下茶屋驛より分岐して、官線關西鐵道天王寺驛に連絡す。總延長一哩五、鐵道條例によるを以て電車及蒸汽列車を併用す。本村字内ヶ墓に入り字玉手より本村及大阪市の境界線を東走して天王寺停車場に入る。同線の本村に於ける延長約二百五十間なり。

南海鐵道上町線 本線は元、浪速電車軌道と稱したりしが、其の起源は大阪馬車鐵道の名稱を以て大阪府東成郡天王寺村(舊天王寺村)を起点とし、(本村脇ヶ岡に入り字萬所より住吉村に出づ)全郡住吉村に至る馬車鐵道を敷設せり。明治三十年四月五日創立總會を開き、土居通夫社長たり。全三十二年九月十三日、起点天王寺より市内線引込延長の許可を得て、全三十三年九月、天王寺(西門前)天下茶屋間一哩餘の工事成り、全月三十日、車輛七、馬匹十五頭を以て營業を開始せり。次で全年十一月二十六日、天下茶屋、上住吉間一哩二十三鎖 全三十五年十二月二十九日上住吉、下住吉間三十三鎖の營業を開始す。越えて全三十六年十月三十日、馬車鐵道を電氣鐵道に動力變更の決議をなし、全四十年二月二日、之が特許を得たり。次で五月、粉濱村、墨江村大字長峽間線路延長の許可あり。全四十年三月二十九日、社名を大阪電車鐵道と變更し、全年十月二十九日、浪速電車軌道と改稱す。全四十一年一月三十日、を以て馬車營業を廢し電車を以て之に代へ、全四十二年九月六日、南海鐵道に合併讓渡し、遂に浪速電車軌道會社を解散して現在に至れり。本村内の延長線一哩三六にして停留所は常磐通、阿部野、中道、東天下茶屋の四箇所なり。本線は阿部野街道を字脇ヶ岡より字茶屋前に至り、全街道と岐れ、更に字萬所に至つて再び相合して住吉村に入る。

南海鐵道阪堺線 大阪市南區惠美須町停留所を起点とし南霞町、今池停留所を経て本村字月夜に入

り、北天下茶屋、聖天坂、天神の森等の停留所を経て東成郡住吉村に出づ、而して、大和川を南走して堺市に入り堺市宿院停留所に至りて。一は西折して大濱公園に他は南行して府下濱寺公園に至る。其の本線は軌道條例によるものなるが、本村に於ける延長〇、九二鎖を算す。

本線の起源は阿部彦太郎外二十三名の發起に係り、資本金參百萬圓を以て明治四十二年十二月二十三日、其の筋の許可を得、全四十三年三月八日の創立總會に於て、取締役社長に片岡直輝、取締役に奥繁三郎外三名、監査役に岩下清周外二名を擧ぐ。起点惠美須町より堺市大小路に至る延長五哩七分の工事は同四十四年十一月二十五日竣功し、全年十二月一日營業を開始す。其の後工事は進捗して大正元年十一月三十日に至り全線の功を竣ゆ。

大阪鉄道株式會社 明治三十二年五月、河南鉄道株式會社を設け、大正八年三月八日、大阪鉄道株式會社と改稱し、資本金五百萬圓を有す。本社は大阪府南河内郡富田林町大字毛人谷に在り、事務所を本村大字天王寺字長者ヶ崎一八九八ノ二に置く。柏原、長野間十哩三分を汽動車を以て運轉し來りしを近年南河内郡、道明寺より分岐して本村阿部野橋南詰に至る十哩三分を延長して、一昨十二年四月十三日より電車運轉を開始し、更に全年十月十六日より道明寺、長野間の電車運轉を開始せり。現在線路延長二十哩五分、内六十四鎖三分は本村内にあり、而して本村内には大阪阿部野橋及び河堀口の二停車場を設く。

四、べか車

徳川時代に於ける陸上の運搬機關としては『べか車』ありき。大阪に於ては徳川時代に水運即ち舟運業者と陸運業者即ちべか車引きとの間に一大争議ありしことは運輸史上顯著なる事實なり。而してべか車は何の時代より初まりたるか素より不明に屬するも、大阪市中に在りては約二百三十年前の延寶年間ならんといへり。舊阿部野村に於ては今を去ること百一年前、文政七年にべか車を使用せるものの如く、

『べか車かす定る焼印焼く』

てふ舊記を存するのみならず、同舊記中にも更に安永二年即ち今を去ること百五十二年前に

『百姓、べか車天王寺村より願ふ。多良尾御代所の時也』

とあり。乃ち此の以前よりして、此べか車を我が天王寺村百姓に於ても既に農業用として使用し來りしを知るべし。これ恐らく本村に於ける運搬用車の濫觴ならんか。べか車の構造は厚板を以て輪を造り、其の中央に心棒を支ふる強大なる四角桹材を入れ、更に之に穴を穿ちて桹の木的心棒を通す。車輛の路面に觸る所には先の桹材の端片を數箇所に打ちつけ以て鐵輪に代用せるものなるが改良せらる梶棒は車の後方に附して後方より梶棒を以て前に押し、前方には繩を付して之を引きて車を運轉する

りし部分は地質學上にて所謂沖積層の部分に相當す。被害の少かりし部分は古期洪積層の部分なり。而して安政元年の大地震に於て大阪市中の震動の甚だかりしは下町即ち沖積層及び埋立地より成る部分にして、震動の少かりしは上町即ち古期洪積層の部分にてありき。いふまでもなく、沖積層は其の成生新しく地盤堅固ならざるにより、震度強く、洪積層は其の成生沖積層に比して舊きこと或は數十萬年の星霜を経しものなれば、其の地盤の堅固なるは自然の理にして、震度の弱き亦論を待たざるなり。要するに地震に對する抵抗力に於ては一般に洪積層強く、沖積層弱し。従つて最近埋立地の如きは地層極めて弱く、震度も亦強かるべきなり。

本村の約七八割は洪積層に屬するを以て地震學上より見れば大體に於て住宅地に適すといふべく、更に最近東京帝國大學農學部地質學擔任の脇水理學博士の作製せる京阪地方に於ける地震帶地圖によれば大小無數の地盤の割目即ち地震帶は本村を通過するもの一條もなければ、本村は直接本村に於て地震の起るべき素質を有せざるが如し。若し夫れ近畿地震帶の大なるもの即ち淀川地震帶、伊賀地震帶、紀伊水道沖合地震帶等に地震の起る事あるも、本村の高臺地は沖積層たる震波を吸取すべき地殻を以て包圍されあるを以て、其の影響を受くる事比較的輕少なり。但し上來録せる本村沖積層に屬する飛田以南天下茶屋に至る高臺下の地域及び本村の東部、田邊町、北百濟村、生野村に接する地域の一部は沖積層に屬するを以て、本村高臺地に比して震度強烈なるべし。而して本村は海に濱するものにあらざれば地震による津浪の災害を受くることなきは沿海の地に比して天與の幸福を享受するものといふべし。

第四節 本村の地質と『阿閉島』

地質學上より見たる本村は別項の如し。今之によつて本村一帯の地を阿閉島と稱呼せる一事に及ぶべし。抑、地質學は一般に地殻構成の状態を明かにする學なるを以て、最近の地質學に従つて調査せる本村の地質系統は本村地質の構造を概説するものたり。別項『地質』の條に述べたるが如く、本村の高臺地は洪積層に屬するを以て此の地層の成生せる頃に在りては攝河の平野及び本村以西の地域は、海中に没して本村の高臺地を含む所謂『難波連岡』(大阪城地より住吉神社方面に至る高地)は三個若くは四個の島嶼として海中に浮みしならん。而して茶白山の西下一帯に東西に延びたる溝狀をなせる低地は其の以北の地域一島をなせる土地、及び其の以南即ち本村の高臺及び住吉村の高臺を以て形成せる一島とを分離せる潮水の水道なりしならん。かくて本村及び住吉村の高臺地たる洪積層に屬する部分は一島として海中に浮出せしなるべし。其の遠き昔に在りては今日所謂『難波連岡』と高安・生駒の山々との間は一大入江にして大小の魚屬其の中に棲息せるを偲ばしむ。而して西方には稻ヶ谷、苦ヶ谷、鯨谷(松虫通聖天山西の下)及び相生町の低地等は深く本村の高臺地に入りて小港灣を形成せ

るが如し。現在の紀州街道附近は海中に在りて未だ其の頭角を水上に現はざりしならん。本村の東方田邊町、北百濟村、生野村等に連る低地も亦入江若くは海洋たりしものか。かくて洪積層の新时期（新时期洪積層）成つて本村の高臺地の東に附加するに及んで、本村の地域は擴大せられたり。其の後數十万年にして漸次沖積層成生し來り、攝河の平野、奈良平野等成生すると同時に本村沖積層に屬する部分も亦成生し來れるが如し。然りと雖漸次成生し來れる攝河の平野は海潮雨水の關係によつて其の間に入江若くは幾多の河川を生じたり。本村に於ける入江の遺跡と見るべきは東部に在りては所謂玉造江跡に續く大僧谷低地及び股ヶ池低地等は其の最も古きものならんか。尙ほ本村西部の低地は前述の如く、四個の灣入を有したるが、漸次沖積層をなして水平線上に現はれ、以西の低地亦次第に成生せるが如し。

聖天坂停留所附近を地下に掘下ぐること僅々五六尺に及べば葦蘆の根及び貝殻を多く發見すといふに徴しても、本村西部低地の成生は之を地質學上より見るも極めて新しき歴史を有するものたるべし。斯の草根及び貝殻の類は比較的近き時代に於て其の附近の海岸乃至は海中なりしを教ゆる實證なり。又相生町二丁目なる生谷氏邸に於ては昨大正十三年を以て邸内に井戸堀りを爲せるの際、其の中より巨大なる帆檣を出し、其の外字東經立大阪養老院境内鑿井の際は亦多數の貝殻を出し。又本村東北隣に百濟及び桑津の字名を存するが如き、正に三韓修交時代に於ける要津たりしを證すべきなり。

本地を阿閉島と呼べるは千數百年前の時代に於てもありし稱呼なるは明なる所なり。然るに現代の歴史家は一般に阿閉島を以て本地と見ざる傾向あり。これ本地が現在全然島嶼の形式を失せるの狀態より判斷せる説にあらざるなきか。本地が前記の如く地質學上より觀察すれば太古に於て島地の形式を具へたるはいふまでもなし。尙ほ古代に在りては河川を以て一方陸地と遮斷し他方の海に濱せるを島と稱へたるの例多々あるに徴すれば、本地が往古に於て阿閉島と命名せられたるは敢て奇とすべきにあらざるなり。

本村が地質時代に於て大阪灣に於ける島嶼なりしことは今や些かも疑ふの餘地なきのみならず、更に進んで有史以後に於ても尙ほ『島』『嶼』たりしこと亦明かなり。然るに少くとも中世以後に於て本地を以て『島』とせず、従つて其の名稱の如きも日本本地の一部として存せしもの如し。而して茲に地理學及び地質學上の問題となるべきは『何故に島が陸地に變化せるか』之れなり。今日我が國の多くの有力なる歴史家の間に於て此の問題に就て思考せられつつある解決の鍵鑰は之を一言にして盡せば『河水』と『海水』の運動に歸着すべし。例へば本村東部の低地が嘗て入江乃至は沼澤或は河川なりしより一變して陸地となり、天下茶屋附近の低地が海岸より陸地となりしは、此の説に従へば河水の運動による壞地の堆積、若くは海波の打ち寄する砂石の堆積して陸地となり又耕作地となれるものなりと解釋するを常とす。之を要するに今日我が邦の有力なる多くの歴史家は海若くは入江の陸地

に變ずるは單に河水乃至は海水の運動による砂石の堆積即ち沖積層に歸するが如し。

然るにそは陸地變遷力の單なる一面の考察にして完全なる解釋なりといふべからず。此の考察のみによつて海陸變遷史即ち蒼桑の變を輕々に論斷するは史蹟研究上極めて危険なる獨斷に陥るの憂ひあり。今其の一例を擧ぐれば長柄豊崎宮の舊址問題の如きは大阪に於ける史蹟問題中の大問題なるが一方現在の豊崎地方を其の舊址なりと主張する説によれば『淀川の水力による堆積力は微弱なるが故に千數百年前長柄豊崎宮の創建せられし昔も其の地形(地勢)に於て現在とさしたる相違あるを認めず』となし、現在の長柄豊崎地方を其の舊址なりと斷定す。他方之に反對する意見によれば『現在すら低濕地なる長柄豊崎地方に千餘年前の昔に於て建立さるる理由なし』とて現在の長柄豊崎地方に宮殿建設の傳説を否定して、現在の大阪城地附近を以て其の舊址なりと主張す。

若し夫れ、右兩論説の各主張者たる史學者にして、一度地質學の方面に其の眼を注がんか、造岩作用即ち地殼の成生及び地殼下に於ける地球の運動に逢着すべし。(吾人今日我が國の史學者が此方面の研究を等閑に附せるを遺憾とす。)新地殼の成生作用は多くの史學者の考ふるが如く海水力若くは水力のみによるに非ずして此の地殼下の地球内部の運動に負ふ所大なるを知らざるべからず。海中に大森林の陷沒を見、陸地の河川海水の力に待たずして隆起若くは陷沒する作用は常に行はれつつあり今其の一例を示せば、石川縣安宅關の舊址は今や日本海の海中に在り。之に反して我が邦の太平洋沿

岸は二層に隆起し、伊太利の海岸の如き瑞典、挪威、グリーンランドの海岸地方の如きは或部分は漸次隆起し他の部分は漸次陷沒するの現象あり、甚だしきに至つては一世紀間に十八九時の高下をなす地方あり。専門の學者は之等を『地殼の漸進的隆起運動』若くは『地殼の漸進的陷沒運動』と呼べり。

本村の西部低地及び其の以西の海岸に至る地域及び現在の大阪市の下町一帯は一部淀川及び大阪灣の河海の水力に因りて漸次堆積せられしのみならず、人工的埋立によつて陸地を成生せるはいふまでもなしと雖、前記『地殼の漸進的隆起運動』に負ふ所大なるべし。此の地殼の漸進的隆起並に陷沒運動は地殼下の未だ固體化せざる物質の運動に負ふものにして、其の隆起膨脹作用を喚起する地方は地殼の漸進的隆起となり、之に反して其の隆起膨脹作用の減退せる場合に在りては上部の地殼は漸次陷沒に向ふ。一般に我が邦の太平洋沿岸の隆起作用は其の地殼下の固體化せざる物質の膨脹運動に歸因し、日本海岸の陷沒作用は之に反する作用に負ふ所あるべし。

本村の島より陸となり、漸次其の西部海岸地方の陸地に變じたるは蓋し上記の理に由るならんか。要するに、斯く地殼成生作用より考察すれば本地が太古島地にして後本土につづく陸地となり了りたるは、一は河海の水力運動即ち木津川の三角洲と之に加ふるに地殼の漸進的隆起運動の賜なりと斷すべしなり。

附記 陸地は世界地震帯に近く、又、火山作用の活動せる地方は地殻成生の新しき歴史を有し、著しく新地を造成するを以て、世界地震帯に接近せる日本の太平洋沿岸地方は隆起作用を起すの事實あり。本地の如きも太平洋に直接せざるも、之に近き地方なるが故に隆起作用ありと斷ずるを得べきか。

第五節 温泉の傳説

本村に温泉の湧出せる箇所ありしや否やは今遽かに之を斷定すべからずと雖、字名に鹽辛、湯田等の名稱あり、『湯田』は最近年まで其の附近の田園に水の氷りたることなかりしかば、俗間之を温泉湧出せし地なりといひ傳へ。『鹽辛』亦鹽分を含める温泉地ならんかと云ふ。往昔、聖徳太子の四天王寺を玉造江の岸即ち現今の大阪市東區森の宮東之町に建立し給へる時、一井を穿ち其の水を沸して病者を入浴せしめ給へるに、其の水萬病に奇効ありき、故に之を『龜の井』と名づく。此の水或は源泉なりしならんか。又大阪市南區天王寺茶臼山の邦福寺の井に『湯の井』と呼ぶ井あり、これ元、温泉の湧出せる遺跡なりと傳ふ。更に東成郡南百濟村字湯谷島は温泉の出でたる地なりとなす。

難波連岡は阿蘇火山脈の圈内に屬するが故に古代、温泉の活動なしとせず。而かも今日其の専門的研究を遂げざるを以て、以上の箇所に果して温泉の湧出したりしや否やは之を判定し得ざるも、本村に於ける温泉の傳説を掲げて後日の研究に待つ。

第六節 氣象

本村は大阪市に接續せるを以て大阪市と殆ど其の地理的差異の認むべきものなし。殊に最近本村の隆昌は人口の稠密を招來し爲めに本村の氣象は大阪化し、年々氣温の度を高め、降雨量を増し、降霜降雪結氷等は漸次減退を示す。今東成郡誌所載の氣象に關する項目及び其の他の資料によつて、本村の氣象一般を示せば次の如し。

氣 温 一月は極寒にして攝氏四度二分を示し、二月之に亞ぎ三月に至りて俄に上騰し、四五の兩月は漸次約四度づつ等差的に昇騰し、八月に至り最高平均二十七度四分に達す。九、十、十一月の三ヶ月間には約六度宛、等差的に降下す。最高氣温は三十四度乃至三十七度五分にして最低零下四度乃至六度に至る。

氣 壓 年平均七六〇耗より七五〇耗の間を上下す。就中、一月は最高度を示し、順次一、二月に約一度宛等差的に下降す。六月に至つて最低度を示し、七月に於て稍昇騰し、八月には又々下降し、九月の月には一耗乃至三耗の昇騰をなして止む。

風 位 北東風及び西風多し、即ち本村は攝津平野の南端に近く。南東の両方面は遙に葛城山脈に由て圍繞され。北は大阪市を隔てて淀川の流域に向ひ、西方に西成郡の一部地方を介して大阪灣に面せるを以て、淀川流域より吹き來る北東風及び瀬戸内海より來る西風の襲ふにより、北東風及び西風多

なり。延寶の檢地は青山大膳守之に當り、檢地總奉行山口治郎右衛門、檢地元締久代右衛門、松下吉右衛門、檢地奉行近本平右衛門、恩田三之助、齊藤又太郎外十數名。而して本村側には天王寺村庄屋六左衛門、仁右衛門(仁右衛門は年寄?)阿部野村庄屋、保田源左衛門、全年寄與三右衛門、寺領年寄宗右衛門其の他村方より約二十人の年寄及び案内者之に参加せり。官民合せて約五十人の手によつて延寶の檢地は行はれたり。約八千石に垂んとする大村の檢地としてはさもあるべきなり。此の檢地の結果本村の石高は七千六百十五石九斗九升五合となり、内五千七百二十一石九斗四升六合は幕府領、一千四百八十一石三斗五合は四天王寺領なり。此の外阿部野村の石高四百三石一斗三升九合は幕府領なり。此の阿部野は前記の如く文化七年、小田原城主大久保加賀守が大坂城代となるに及び其の任期中の全九年其の領地となれるもの如し。

第二節 徳川期以後明治に至る區劃の變遷

元和元年十一月、松平忠明封を大坂城に受るや、大に都市計劃を行ひ特に土地の整理を斷行するに當り、舊本村の一部たりし生玉寺町は東・西高津村に編入せられたり。明治六年十一月十七日、日本橋二丁目、三丁目、四丁目の東西裏手の土地及び難波御藏跡東隣の地は大阪市南區に編入せらる。明治三十年四月一日現在、南區内に於て天王寺を冠する二百九十四町三反三畝二十五歩の廣大なる地域、即ち關西本線及び城東線を以て東南を限れる一區域にして、其の大阪市に屬する天王寺の字名を冠する各町は大阪市南區に、更にこれと同時に約二十餘町歩の地は東成郡鶴橋町に編入せられたり。過去に於て天王寺村の主要地たりし地域はすべて大阪市に編入せらる。唯だ天明・寛政の頃西成郡勝間村の屬邑たりし勝間新家は勝間村を離れて天王寺村に合併せらる、現今の字天下茶屋即ち之なり。天王寺村には北村・大儀(小儀とも作る)土塔・堀越・河堀・上之宮・久保の七部落ありて天王寺の七邑と呼び來りしも、總べて大阪市南區に編入せられたり。

第三節 上古・中古・徳川期の徵稅法

我が邦の上古に在りては稻田によりて收穫する稻束の二十分の一以内を官に納むるの制なりき。保元平治の亂後即ち今を去ること約七百六十餘年前に至つて、上古の徵稅法を廢し、國に守護職、庄園に地頭を設くるの制となり、兵農の區別劃然たるに至り、徵稅法も亦一大變革を來せり。當時の課稅原則は上田に在りては其の六割を地頭に收め、四割を百姓の作徳となし。中田に在りては地頭に四を收め、六を作徳とし。下田に在りては二を地頭に八を百姓の收入と定む。當時の稅法は之を平均すれば地頭四、百姓六なるを以て、四公六民の法と呼べり。

降て、群雄割據時代に至り、全國の租稅は一様ならざりしも、概ね四公六民の法に則れるが如し。即ち、豊臣秀吉天下統一の後に於ても官四百姓六の四公六民の法に依れり。豊臣家滅びて徳川期に入り漸次之を改めしが如くなるも其の明白を缺ぐ所あり。享保年間(二百二十三年前)に至つて一般に租

いふ。維新後に在りても村民の届出は概ね口頭にて行はれたるが、漸次社會の進歩、生活の複雑に伴ひ世を擧つて醇朴の風を失ひしかば遂に今日の文書式とはなれるなり。

第四章 明治以後の行政

第一節 維新直後の行政区劃及び長官

明治維新の鴻業と共に朝廷は徳川氏の領地を收め、明治元年正月、三田、尼崎、両藩を以て臨時攝津取締に任ず。全年二月、両藩役所は管内に觸書して曰く

朝廷御一新に付き、攝津國元代官小堀數馬・小堀善右・齋藤六藏・内海多次郎支配地、禁裏御領相成候間、両藩へ取締被仰付、於朝廷は萬民御撫恤之御趣意候間、一同有難安業、出精いたすへきもの也、但村々高辻並昨年收納殘穀爲取調近々令巡村候間、其旨相心得早々取締可申者也

と。數百年間武家の跋扈の爲め遮ぎられし天日の光は再び、神武建國の當初に復へり、皇恩親しく本村民の上に輝けり。但し三田・尼崎兩藩の管轄區域は不明なり。

然るに朝廷は明治元年正月二十二日、大阪鎮臺を津村別院内に置き大納言醍醐忠順之が長官たり。而して宇和島藩主伊達宗城之を補佐す。全二十七日、鎮臺を大阪裁判所と改め、忠順依然總督たり。宗

城副總督に任ず。これ朝廷御領の管轄屬なり。次で司農局を置き前代官内海多次郎利貞を擧げて之に任じ裁判所に直屬して租稅其の他の行政を處理せしむ。二藩の取締を解けるは此際なるべし。元年五月二日、裁判所を大阪府と改稱す。醍醐忠順之が知事たり。二十三日、忠順辭し、藤元燁之これに代る。司農局内海を解職し、岩下方平を後任とす。六月八日、司農局を南北二局に分つ。北司農局は元の如く攝津八郡を管し、舊天王寺村及び舊阿部野村其の管下に屬す。陸奥陽之助(宗光)之が長たり。

明治二年正月二十日、大阪府の管地を割きて攝津・河内の二縣を置く。北司農局の管地を以て攝津縣とす本村之に屬す。陸奥陽之助知事たり。五月十日、豊崎縣と改稱す。八月三日、豊崎縣を廢して兵庫縣に併す。本村亦兵庫縣に屬す。明治二年九月二十日、東生・西成・住吉の三郡大阪府に移され、本村復大阪府下に屬す。明治三年十二月四天王寺は其の領地を上地せり。明治四年十一月二十日、從來の大阪府を廢し、更に大阪府を置き攝津七郡を管せしむ。本村亦其の管下に屬す。

是より先き、相州小田原城主大久保加賀守の領地たりし舊阿部野村の地は、大久保の朝命を奉せざるにより明治元年五月二十五日、朝廷問罪使を小田原に送る、藩主忠禮、城を致して罪を待つ、六月三日、忠禮の官位を褫奪し、封土を沒し、直ちに大阪府北司農局に移す。

第二節 大區・小區及び戸長制度附全法規

明治維新の改革は制度文物の上に多大の改廢を齎らせしも、未だ村里の施政に至りては舊幕府時代

第二十九條 町村會は毎年五月・十一月に於て之を開く、其の開閉は戸長より之を命し、會期を十日

以内とす

但、戸長は會議の衆議を取りて其の日限を伸ることを得るに雖、直に其の事由を郡長に報告し、郡長は之を府廳に報告すへし

ことを得

但、戸長は該會を要する事由を直ちに郡長に報告し、郡長は之を府廳に報告すへし

第三十一條

會議の論説法律又は規則を犯し、或は權限を超ゆることありと認むるときは、戸長は其の會議を中止せしめ、郡長に具狀し、郡長は之を府廳に具狀して指揮を乞ふへし

村會の開會と共に從來の「總代人」は明治十三年十一月に至り廢止せらる。

第七節 各町村の戸長制と本村

大阪府下の郡區編成法に従つて明治十二年二月二十一日以後に於て東成郡第二分書となりたる舊天王寺及び舊阿部野村は一戸長の支配に屬せしも、明治十三年七月二十日、戸長配置及び選舉法の改正と共に各戸長を置くこととなれり。當時の戸長役場は戸長の自宅を之に宛て又は特に役場を設置する

當時戸長の任期は二年なるも再選するも妨げなかりき(戸長の月給は六圓なり)戸長の選舉は公選により。明治十五年十一月に至り「戸長役場職制」及び「戸長事務取扱心得」なるもの大阪府より發布せられたるも前掲のものと同小異に付掲載せず。

戸長は從來、町村民の公選による制度なりしが、政府は明治十七年五月七日を以て戸長は總て府知事及び府會の任命によることとせり。而して舊天王寺及舊阿部野村は聯合の一戸長(官選戸長)を戴くこととなれり。而して該戸長役場は東成郡「第一戸長役場」と稱呼せられたり。

明治二十一年三月二十一日に至り大阪市街地接續町村の大阪市街地に準ずる取扱を受くることとなり、天下茶屋を除ける天王寺村は其の取扱を受く。

第八節 市制及び町村制と本村及び其の戸長

一 市制及び町村制發布

約二十年の地方行政及び村行政の經驗を有するに至れる日本全國の殆ど全部は明治二十一年四月十七日法律第一號を以て自治を許せる市制及び町村制の發布により翌二十二年四月一日を以て新市制及び新町村制の下に其の行政を運用することとなれり。かくて二十餘年間歸屬改廢常なかりし地方制度及び其の行政事務も茲に確立し、以て現在の制度を贏ち得たり。當時、天王寺村の名稱の下に大字天王寺(舊天王寺村)及び大字阿部野(舊阿部野村)は渾然融和、以て明治三十年三月末に至れり。斯くて

別項記載の如く、全年四月一日、本村の北部地方は大阪市に約三百町歩、鶴橋村に約二十四町歩を編入せられ、更に天王寺及び阿部野の大字によつて新天王寺村を組織し以て今日に迄べるものたり。

舊天王寺村の役場は明治五年東成郡第一區に編入せられし時代より明治三十年本村の北部の大阪市其の他に編入せらるる迄約二十五年間、村の中央なる中之町（現時の大阪市南區天王寺大道一丁目）に設置せられ、敷地は東西十七間南北十七間、面積二百九十二坪にして、區制時代にありては東成郡第一區の役場にして北平野町、南平野町、東高津、阿部野、國分、舍利寺、新家、田島、天王寺等の二町八村聯合の事務を處理せり。（尙ほ阿部野には別に戸長役場を有せり）斯くの如く幾變遷の後明治二十一年四月、市町村制の發布に會ひ、阿部野及び天王寺の兩村は合併して舊天王寺村を組織し、阿部野村は大字阿部野、天王寺村は大字天王寺となれり。而して村役場は前記大道一丁目に置けるが如し。爾來、年を閲すること十年にして、之を大阪市に合併し、前記北部地方を除き、茲に再び天王寺の殘部と阿部野とを合併して現在の天王寺村を造り、以て今日に迄べり。（爾後の變遷は行政の章參看）

二 戸長の異同

明治維新の改革により庄屋、大庄屋の廢止となり、戸長を設けること別項記載の如し。而して時の戸長其の他の氏名次の如し。

秋田幸明（明治七年東成郡第一區第一番戸長）

橘富三郎、橘左兵衛、青山太平、村上幸助、田中九左衛門

井上治郎右衛門、笹本五郎次郎、粟谷六兵衛、浦野藤兵衛門（天）、篠川利祐（明治十七年七月退職）（阿）、篠川利祐（明治十七年七月就任）、橋本善右衛門（明治十九年十一月就任）、和田伊助、見野八三郎、西浦又兵衛、赤田瑛一（御用掛）

第五章 本村と戦争其他

第一節 戦争及び交通上の要地

本村が幾多の重要な戦争に關係を有したるは著名の事實なり。これ本村が難波津の要地並に難攻不落の大阪城及び四天王寺が要害の地たりしのみならず、難波津及び本地が交通上の要路に當りたると同時に用兵上の地位亦卓抜なるに緣由す。加之、難波津が少くとも攝河泉に於ける地の利を得たるのみならず、全國に於ける樞要の地區たりしに依る。

第二節 平清盛と阿部野

平相國入道清盛が紀州熊野權現に詣づるの隙を窺つて藤原信賴及び源義朝等平家を滅ぼさん事を謀り遽かに兵を京師に擧ぐこれ平治の乱なり。此の消息の一端を明かにし、且つ阿部野に關する記録にして、其の極めて詳細なるものは『平治物語』なり。其の本文を示せば左の如し。

『去程に、十日の曉六波羅の早馬紀州熊野切目の宿に追付たり清盛いかにと問ひたまへば、去る九

此地今は荒廢、僅かに櫻樹幾十株を栽ね、徐ろに成長を待つ。尙同書に

此ところに農人ザクロをうへ、ザクロ塚といふ。

とあり。蓋し、社宮路……シヤクロを柘榴……ジャクロと誤り、さては柘榴を植ね、遂に現在の字名柘榴塚とはなれるものか。

尙、此地附近に曾て一寺院あり、觀音堂と稱われれるものの如かりしも、今は其の礎石さへ存せず、是亦僅かに古老の口碑に傳はるのみ。

第六節 天王寺瓦窯址

大字天王寺字瓦釜に在り。現今の瓦釜池の附近なり。此地土質粘着特に製瓦及び牆壁に適す。仍ち聖徳太子四天王寺建立に際し、同寺建築用の瓦甃を製れるに創り。爾來隆昌を極め、頻りに各地に販出せるものの如し。四天王寺四ヶ院の一たる療病院の所在地たりし、大阪市南區天王寺上之宮より採掘せる古瓦片(生田南水氏所藏、市立大阪市民博物館保管)の如きは正に推古式に屬するものにして、此の瓦窯の製造に係るもたるべし。其の他現に四天王寺に藏する同寺古瓦片及び南區天王寺伶人町秋野坊舊址より採掘せる古瓦も亦其の制を同うす。加之、河内觀心寺所藏、元龜二年二月同寺金堂の古瓦に『瓦大工四天王寺』と篋書せるものあるを見る。又前記『阿倍寺址』の項如如き總て皆四天王寺所用のものとの其の制を等うす。惟ふに此地は正に本邦最古の製瓦産業の權威たると同時に、本村も亦屋瓦製造の元祖なりといふも不可なかるべきか。然りと雖、時の變遷及び住宅本位の關係上、斯業全く廢れ、今は僅かに字名を存するのみ。

第七節 紹 鷗 杜 附 武野紹鷗

大字天王寺字宮ノ下に在り、村社天満宮社頭一圓を稱せるものにして、西、紀州街道に面し、東、南海鐵道線路に沿ふ、而して左右親しく人家に接す。地積僅かに六百二十坪を出てざるべきも、老樟繁茂、鬱蒼天を蔽ふ、幽邃愛すべし。此境、素、芽木家の有に屬す。惟ふに宏壯類を絶てるものありて存せん。蓋し、茶匠武野紹鷗特に此地を愛し、遂に居を移して閑居年を久ふせりといふ。紹鷗は堺の人、素、商家出のたのも、夙に風流を樂み超然俗を脱せるの状态するに餘あり。紹鷗芽木氏と交り好し、其の三代小兵衛石に勅して『紹鷗杜』(口繪参照)と題せる亦偶然にあらざるなり。

尙、紹鷗に關する所傳素より尠少なからざるも、特に宇田川文海翁に囑して左記一篇を得。考證精緻。所論正確。洵に間然する所なし。乃ち録して後昆に傳ふ。

武 野 紹 鷗

紹鷗、姓は武野(本姓は武田)名は新五郎仲村、父を武田新五郎信久と云ふ。祖父は武田因幡守仲清と云ふて、若州の人である。

應仁の亂に、二子信直、信益と共に、京都に於て戦死した。其の時信久十一歳、亂後母と共に若州を去り、諸所流浪の末、泉州堺の津に至る。

風雅の二を以て稱せられた大内義隆にも知られ、時々召されて山口へ下つた事もある。

其の頃同じ船松町の北向と云ふ所に、道陳(利久の初の師)と云ふ富豪があつた。是も亦茶湯に身を爲す人であつた。同氣相求むるの理、紹鷗と水魚の友であり。數奇には坐禪の心も捨離しと語り合ふて、其の頃紫野の大林和尚堺に居られたのを幸ひ、伴れ立つて之に參禪し、後に心を一にして和尚の爲に南宗寺を建立した。

紹鷗、其の門下に津田宗及、今井宗久(紹鷗の婿)、千宗易(利休・信長の茶道の三人衆)の名人を始め、三好元康、佐久間岩宗、遠谷宗悅、紙谷宗且、伊勢屋道和、茜屋宗佐、納屋宗悅、山上宗二等の如き許多の名人巨匠を出し、天下の茶匠と稱へられ茶道中興の祖と仰がるゝに至つた。『堺鑑』に紹鷗の數奇を稱して

『春は花に心を盡し。鴈の歸る時と云へば風爐の茶湯を出し、又渡聲を聞けば圍爐裡の樂に心をのべ永き夜を明す。』と云つてあるが、簡にして盡せりである。

又道陳夜寒を便りに音信で、古今の物語の序でに、不圖、定家卿の歌

見渡せば花も紅葉もなかりけり浦の苫屋の秋の夕暮

と口占むだが、紹鷗之を聽て啓發する所があり。直に筆を執つて此歌をしたゞめ、數奇屋勝手に押された。

紹鷗の數奇の心は此歌を以て心としたのである。猶云へば、紹鷗は此歌に因つて端なくも平生の疑團を打破し、無門關を透破したのである。禪宗に『趙州狗子』の公案がある。其は『趙州和尚。因、俗問。狗子還有佛性一也無。州云無』是を趙州の無字。又禪宗無門關と謂て、至つて難しい公案であるが、紹鷗は之を會得して、無を以て茶道の極意とし、和敬清寂を以て本意としたのであらふ。

紹鷗は大阪の本願寺の坊官に知る人があつて、紹鷗の子宗瓦の妻は、本願寺の坊官富島重映の女である(時々大阪へ通つてゐた。

其の途中から大内義隆の、森林の幽邃なるを賞して、爰に茶寮を營み、時々堺より來往して喫茶の風流を味はつた。

其の茶に用ゐた水といふ井戸が、同地の舊家芽木氏の邸内と天満宮の境内の二ヶ所に在る。惜哉、芽木氏の邸内の井戸は今已形を残せるのみで、水は既に涸れてゐるが、天満宮の境内の井戸は今尚清冽の水を湛はてゐる。此森林も年々里人が開墾して、今は舊形を失つたけれども、天満宮の社域のみは老樟鬱蒼として、僅かに紹鷗閑居の當時を偲ぶ事が出来る。天満宮の社頭に『紹鷗杜』の三字を刻んだ碑が置かれてある。此字は芽木家の祖先小兵衛昌包の筆に成つたものである。天満宮社の扁額、寶鏡寺豊尼徳公御筆の『天満宮』の三字と併べて雙美と稱すべきものである。

芽木家は舊家にして、紹鷗とも親交を結んだものらしく、その遺品を稱するもの數點を藏し、今尚其の園内豊太閣休憩の席を存し、『天下茶屋』の屋號も、豊太閣の命ぜられたもの……殿下茶屋説あるも、其が土地の字に呼ばるゝに至つたと云ふことである。(次節参照)

紹鷗は弘治元年乙卯十月二十九日、(三百七十一年前)年五十を以て卒し、堺南宗寺に葬る碑石尙存す。紹鷗の子宗瓦は父に異り。信長に逐はれ秀吉に虐げられながら、數奇の生涯を送つた趣である。

第八節 天下茶屋

大字天王寺、字天下茶屋は、今を去ること約百三十四十年前は『勝間新家』と稱し、西成郡勝間村に屬したりしも、天明、寛政の頃より漸く本村に屬し以て今日に至れるものなるが、其の名聲を江湖に馳する所以のもの二あり。即ち

一、豊臣秀吉の台臨

茶道中興の祖、武野紹鷗は元、堺の人(前節參照)此地天満宮附近の清泉を愛し、遂に來りて草庵を結び一に閑寂を樂む。爾來、此地一圓を「紹鷗杜」と云ふ。後、小兵衛なるものあり。南の方住吉村より來りて一茶店を開き、以て生を營むと同時に常に行路の人に茶を施す。後居を移し規模を大にし且つ大に「施行茶」の實行に努む。當時紀州熊野に參拜するもの個人及び大小の講社、概ね皆此邸に寄り、勞を醫し情を序べ以て其の行を盛にせるの状洵に推想に餘あり。

既にして、豊臣秀吉、住吉神社參拜、若は堺政所往還の途次、茶聖千利休其他大小の部下を扈從して、屢次其の邸に憩ひ爰に親しく清泉を味ひ、爲に其の清泉に「惠水」の雅銘を辱ふせる等、由緒極めて顯赫なるものありて存するよりして、世呼びて「殿下茶屋」若くは「天下茶屋」と稱するに至れるものなり。

小兵衛は、元、河内八尾の出、(楠木正行十代正長の三男といふ)(本編第二章第四節參照)幼にして敦厚夙に出世の志あり。一日瓢然として住吉村奥の天神河内(僅かに十七軒を有せる在所なりしといふ)に來り、楠木家の乳人某に依る。某爲に其の宅に留め、且つ紹鷗の杜をトして茶亭營業を勸め幹旋太だ力めたるもの如し。小兵衛逗留多年、且に往き夕に歸り勤勞太だ力む。既にして業彌々榮ね、家愈々富み、現代は其の代の如き特に隆昌を極め、爾來、連綿十三代の現代小兵衛眞次郎氏に迄べるなり。

乃ち曾て乳人某の末裔を尋ね遂に大阪市南區本津町に覺め得たるも、今又其の所を失へりといふ。

芽木氏の天下茶屋は、實に如上の由緒を有するも、其の九代小兵衛(現代より四代前)の時しも、近江の國津田是齋等(本編第二章第五節參照)邀かに此地に來り、芽木家の「天下茶屋」北方約數十歩の所に居を構へ、且つ芽木家に擬して大規模の藥舗を設け、特に門前に大車輪を廻轉して人目を牽き、後又、奈良の人橋本氏來り、「和中散」及び「大功餅」を賣出し、且、自から天下茶屋を稱し、銳意隆昌を計りしも、共に榮華僅にか一代に過ぎず、而して今は高津氏の有に歸せり。

二、天下茶屋仇討 附與吉ヶ芝及びくやし橋

甲、地理的考察

天下茶屋仇討は、大字天王寺字天下茶屋に於て行はれたるものなりといふ。同地南端に出口橋一名『くやし橋』と稱するあり。傳へいふ。仇敵當麻討れて遂に橋上に斃る、此際高く『くやし』と叫べるに由ると。後、此橋邊をトし、二大寶塔を設く。蓋し、復讐の傳説に基き、兼て萬靈の供養を計るものたるべし。塔は

一、文政十一年四月(九十二年前)建設のものにして、臺礎宏壯高さ二十尺許、中復一面を開きて腔洞を穿ち中に石佛一體を安ず。而して、臺礎表面に竹中組惣講中、發願主藤本市左衛門、淡路

一、白米 二合

一、飯盆

學校より阿部野橋を経て、天満橋まで電車。それより徒歩にて四條畷まで三里半、溯航する小舟を追ひ、川縁に崩へ立つ若草にまぢる野薔薇の香りを吸ひて午前十一時植村氏邸に着。小憩後團員各自作業分擔、各自二合の白米を合せてこれをこむもの、若菜を引いてナイフにて切るもの、土を掘つて蜜を築くもの、午後零時三十分廣い芝生に團座して食事に就く。同二時四條畷神社に參拜。團長先着、温容笑を湛はて靜かに吾等を待たる。午後五時歸校。

二、金 剛 登 山

翌日午前六時阿部野橋發七時長野にて下車。觀心寺を過ぎ千早村を經勇を鼓して敢て登る。千早城趾にて臨地講話あり。

金剛山國見嶽の城趾に着いたのは正十二時。波瀾の如き葛城山の木支脈を脚下に眺めさては五百七十餘年の昔孤忠の城に據つて天下の興廢を決せし楠公の跡を偲ぶ。茶屋の力餅に元氣を回復して下る。亂雲飛んで七合目から雨さなる。降りつゞけられ、ぬれそびれて午後五時歸校。

第八節 財團法人大阪聖德會

イ、沿革

本村大字天王寺一千四十番地に在り。大正二年四月八日岩田民次郎氏の創立に關る。同九年五月二十日付法人許可を得、爾來隆昌を計る。本會は會員其の他の修養を圖り、且つ施藥、施療、社會事業援助、及び動物愛護等を以て目的とし、大阪養老院と相俟つて本村特殊の團體たり。而して、本會は

ロ、四天王寺秋野坊の繼承

大阪養老院は救療、修養、慰安の大本を本會に求め、本會亦目的の大半を當院に施し、兩者交其の美を齎すものの如し。養老院(本編第十一章第三節參照)は初め少年部を四天王寺秋野坊に設く、而して秋野坊は、元聖德太子の小野妹子大臣に命じて四天王寺を造營せしめ、且つ之が寺司たらしめたるものなるを以て、遂に小野院秋野坊(秋季に竣功せるを以て)と稱し、實に本邦稀有の靈場たり。乃ち其の少年部を此坊に設け、爲に本會と特殊の關係を生ずるに至れるものなり。既にして、秋野坊奥殿及び什物等之を本會に讓渡保管の議起るや、岩田會長即ち大阪市南區下寺町四丁目西念寺住職石田通源氏を介して、其の古來の什物十數點を讓受け以て今日に追べり。

ハ、明治天皇の御物

大正二年十一月三日、本會に對し、元、本村居住、荒木政次郎氏、同家無上の重寶、畏くも 明治天皇の御夏服、白麻リンネル裏綾縮子、三揃モーニング一領及び御靴足袋、白毛糸編にmと御記章入り一足を奉納せらるるに遇ふ。蓋し、荒木氏は曾て子爵日野西光善氏より拜領せるものを特に本會に寄せ、以て崇敬保管の途を講ずべきを以てせるものなり。時の憑證左の如し。

奉 納 書

一明治天皇御常用

私稱榮通の南端に在り。木造平屋建約百坪餘を有す。大正十三年十二月中原卯之助氏の設營せるものにして、一般公衆の娯樂機關たるを目的とするものなるも、其の寄席に類するなきを保せざるを以て今尙營業を許可されず。従つて各種演藝、展覽乃至講演會等の會場に充當さるるに過ぎず。

第六節 指定地

明治四十五年一月十六日、大阪市南區大火災起る。此際、難波新地遊廓廢滅に歸す。乃ち之が再興を期し、上田忠三郎、中村鼎、木村綱次郎、中野一造、橋本安次郎、松田忠三郎外十餘人より、本村大字天王寺の一地區を劃し、遊廓設置の出願をなし、大正五年四月十五日之が許可を得るや、直ちに小字北、中、南堺田の耕地二萬二千六百坪を劃し、時の村長故柴谷伊之助及び前村長増田忠三郎氏等萬難を排して整理せるものにして廢田一舉不夜の城廓と變ず、感慨亦無量なるものありて存す。後又阪南土地建物株式會社を經營して大いに土木を起し、道路を整へ、障壁を築き、貸座敷を構へ遂に、同七年十二月を以て創業開始せり、世に之を『飛田遊廓』と稱す。其の際、稼妓樓四戸、抱娼妓三十人たり。爾來、平井守徳、下條真五郎の兩氏之が取締として幹旋甚だ力む、即ち増築を企て、上水道を設け、特に消防機關を備ふる等着着完整を計り、以て、現今に迫り、今、大正十四年三月末の現況を見るに、妓樓百七十九戸、此抱娼妓二千五十六人、藝妓二十五人を有し、最近一ヶ月の賣上花數十五萬八千餘本、登樓人員五萬八千四百餘人、遊興費金二十四萬九千六百餘圓。之に對する遊興税は、府及び村税各金七萬二千圓の多きに及べり。

尙、廓内大門通の如きは高樓並び聳え、而かも規模各宏壯を極め、他其の比を見ざるものあり。情勢既に斯の如くなるを以て、廓外大門前通の如きは各種の商店連檐櫛比、頗る繁榮を極む。乃ち隣郡今宮町の東沿邊亦益益隆昌を加へ、曾て行刑場及び大阪七墓の一なる飛田の地も、今や正に、攝南繁華の一廓たるを失はざるを見る。

其 一 本村人口増加の趨勢

本村の振興、就中、人口増加の趨勢に關しては、本編既に詳述に努めたるも、今茲發行に係る『大阪府治要覽』中、左記一項の如きは特に注目に値すべきものたり。蓋し、既往十箇年を平均して、其の増加の率を示せるものにして大數觀察の要楔たり。今其の附近の町村と對比して之を序列せんか

鶴橋町(東成郡)	三、五三%	今宮町(西成郡)	三、四六%
生野村(東成郡)	二、六三%	本 村	二、三八%
津守村(西成郡)	一、九四%	玉出町(西成郡)	〇、九五%
住吉村(東成郡)	〇、七五%	田邊町(東成郡)	〇、六七%
平野郷町(東成郡)	〇、四五%	安立町(東成郡)	〇、四三%

の趨勢たり。

右は素より其の『數』を示せるものなるも、若し夫れ、其の『職業其の他』を考量せんか思半に過ぐるものありて存せん。加之、大正十四年、年初以來、俄かに極東博覽會開催、而かも、其の位置を本村東南端よりして住吉、田邊、長居の諸町村地域に相するものと豫想せるものか、住宅其の他を建築するもの極めて多く、戸口の増加亦頗る著しきを見る。

其 二 天下茶屋遊園地

1、概 説

明治三十六年を以て舉行されたる、今の大阪市天王寺公園地域に於ける第五回内國勸業博覽會及び其の翌年來の明治三十七八年戰役後に於ける、我が國經濟界の好況は、正に本村振興の近因たるも、其の之に先つこと約十二、三箇年前、即ち同二十五六年度の交に於て既に本村開發に關する一大長計を劃せるものあり。

事は既に本編第一編第一章其の他に於て逐一編述に努めたるも、今又これの詳細を誌さん。蓋し、俱さに時の情勢を稽み、永く勞功を傳ふると同時に、特に補正の要を認めればなり。

口、植 木 山

抑、これの計劃は、時の天王寺警察署長野田正教氏の創案に關る。氏は夙に地方開發の志あり。且つ、此地故橋本尙四郎と友とし好し、乃ち同氏及び道野源七、増山正直其の他の有志を促し、銳意達成を冀へるものたり。

本村元、阿部野、及び天下茶屋の二大聚落を有したりしも、一は百戸一は二百四五十戸を有するに過ぎず。爾の餘は總て皆、田畑、植樹及び荆棘荒蕪の原野にして、狐狸の横行、野鷄の棲息、附近稀

に見る所にして、正に荒涼悽慘のものたりしなり。

明治十年の交の如き素より地價を有せざるのみならず、反つて之を一反大凡清酒五升乃至一斗を添へ、辛うじて讓渡するの情勢たりしも、後、十餘年後前川彦十郎氏邸の地域の如き、曾て一反金九圓にて購へるものを、頓に一坪金拾壹圓にて賣買せるが如き、洵に異數のものたりしなり。蓋し産業振はざるのみならず、一に地租の負擔を患へたるものにして、今よりしてこれを思へば又洵に啞然たらざるを得ざるものありて存せり。

八、遊園地

勢、概ね斯の如し。野田氏の特に開發を企つ亦洵に偶然にあらざるなり。而して、氏は即ち先づ本村大字天下茶屋『鯨池』を中心として、北、聖天山、南、阿部野神社、東、大字阿部野江久保家附近、及び、西、坂下櫻筋を劃れる元、植木山と稱せし一區、約十五萬坪を以て一大『遊園地』を設置せんことを期せしものたり。

此地概ね先代道野源七(後村長)の所有に屬し、其の事業進捗上極めて利便を得、且つ、大阪市内服部清助、澁谷史春、松山與兵衛、谷村伊兵衛、龜岡徳太郎、後に山本東助、増山正直の諸氏の如きは協賛援助頗る努めたりといふ。

既にして、道路を拓き、又南海鐵道株式會社と計り、一に交通を便にし、且つ、風景絶佳の所を下して『千成樓』(初め聖山天に設けたりしも、後、野田橋東南側に移したるものにして、大阪市東區博勞町魚利支店として經營せるものなり)『瓢亭』(聖天山の南高地現在森氏邸内。其の他今は西隣玉出町に屬するも、其の際専ら天下茶屋と稱へ來りし時の天下茶屋驛東邊に『瓢々亭』なるものを經營し、是亦遊園地と相俟つて切りに遊客を招けり)是等は皆天下茶屋Ⅱ太閤Ⅱ瓢Ⅱを聯想せるもの)を設營せしめ、又、富田屋其の他の遊女をして盛裝歌舞を演せしめ、切りに遊客を招き以て發展の端を開けり。此種の施設は又直ちに世評に上り、日夕來り遊ぶもの次第に多きを加ふると共に、其の風光を賞し閑雅を愛し、而かも高燥を歡ぶもの亦正しく多きを加ふるに至り。遂に別墅を設ひ本邸を構へ暮年ならずして、一舉住宅地帶隨一の聲譽を博するに至れるものなり。

二、馬車鐵道

此時に方り、西に南海鐵道の南北に走るあるに對して、東の方、阿部野街道に沿ひて、茲に馬車鐵道を敷設するあるに至れり。該鐵道は實に北は現在の天王寺驛前を起點とし、南住吉神木に通せる五間道路一里餘のものなりしが(最初東天下茶屋迄なりしを更に延長せるものなり)車臺常に十餘輛を備へ、片道金七錢を賃して熾に往還を精みたるも、時に脱線若は轉覆の危に遇ひ、乘客爲に傷を負ふなしとせざりしも、常に力を協せて共に復舊を急ぎし事尠少なざりしといふ。而して事は明治三十一年七月の創立に關り、社長には出水彌太郎を推したるものたりしも、後之を淺野總一郎に譲り、爲に

『淺野線』稱し、後、電氣事業發達に伴ひ、更に之を南海鐵道株式會社の經營に移し、現今の電車制となり『上町線』とは稱するに至れるものなり。

ホ、博覽會開設の當時

前記、博覽會開設の當時の如き、時の審査官男爵武井守正氏の如きは居を所謂天下茶屋野田氏の邸に定め滞在正に六箇月の永きに迫べり。乃ち爾餘の審査官平山成信、田中芳雄、古市公威を初め正親町伯爵、堀田子爵、吉川男爵及び平田農商務大臣其の他常に來りて此地に遊べる事一再ならざりしを以て、天下茶屋遊園地の聲譽頌に加はりしといふ。

へ、最初の建築物

嗚呼、曩には荒涼寂寥、後僅かに植木山と稱し、此に茶室（大阪市東區上本町九丁目浮田桂三氏別邸所屬の一茶亭四疊半一字を植木山）遊園地（橋本氏所有の一勝地點に寄贈移築、四周遠らすに高麗芝等を以てして高雅極めて愛すべく、當地最初の建築物なりしに、今は其の影をさへ存せず）料亭等を營み來りて漸く世の注目に値せし、所謂『天下茶屋遊園地』設營の當年を以て、今茲繁華の現況に較ぶれば洵に今昔の感に禁えざるなり。

ト、記念林造成か

若し夫れ、時の村民相擧つて野田氏を徳とし、爲に頌徳記念の碑を建設せんことを議し、而かも霞亭渡邊勝氏これが趣意書を認め、時人亦盛に賛成調印せるものありしに、氏は以て意義なきものとなし、峻拒事を企てしめざりしといふ。蓋し、其のこれを拒む所以のもの如きも『若し夫れ、その要ありとせば、これを『植樹』の風致、衛生兩兩相兼ねるものとなし、以て『野田林』と稱する亦可ならずや、地積は素より廣狹を問はず、樹も亦種屬を擇ばずと雖、其の寄附者の好意の如き一一之を標識すべきなり。而して、その好意亦年と與に繁きを加ふると孰れぞ……』と思惟せしもの如し。

野田氏は鳥取の藩士、家世世郡代を勤む。父直之進正久の長子。幼にして任侠、武に優れ才に長じ、徳も亦併せ備ふ。

明治八年、初めて豫備羅卒の職を奉ずるや、偶偶地租改正、地券發行の改革に遇ふ。此時に方り伯耆國久米郡五十八箇村民蜂起難を構ふ。氏乃ち策を獻じて單身鎮撫の偉勳を奏す。時に歳二十二。官民齊しく其の功を仰ぐ。而して其の翌九年に至りては、羅卒（此際巡查の制と改まる）五十人に長きして、賊魁前原一誠を出雲國宇龍浦に捕へ茲に又異數の功を收めたるを見る。

明治十六年郷を出でて大阪府に來り再び職を警察官に奉じ、遂に樞要各地の警察署長に補せられ、事功亦切りに加はり、聲望頗る偉なるものありしに、同二十八年、遂に其の職を退き、更に進みて實業界に入り、或は銀行其の他の會社を起し、或は料亭兼旅館（自由亭）其の他を營み、縦横其の才を振ふ。蓋し、氏の事を企つる用意極めて周匝、規模亦頗る宏壯を極む。而して、事毎に肯綮に當り事功洵に尠少にあらず。乃ち伊藤博文、大隈重信其の他の諸公に知られ、犬飼毅其の他の名士と好く、出でては即ち北海道若は臺灣に勤め、入りては各種事業の經營に努め、

而かも着意して成功を齎す。洵に偶然にあらざるなり。

本村、天下茶屋遊園地の經營の如き、實に氏一流の獨創にして洵に機宜の長計たり。而して、其の贊否交起り、悲喜交々疎れるものありしと雖、事實は遂に今日の隆昌を將來せり。又何をか謂はん。然りと雖、時の有力者にして頑強敢て協贊を拒み、事毎に反對を企て事業従つて進捗を防ぐるものなきにしもあらざりしの際、氏は其の警察署長の制服を着けるの身を以てして、遂に土下座以て恫誠を披瀝し爲に俄かに好感を與へ、爾來、共同事を營み互に成功を急ぐに至れるを初めし、彼の明治二十五年、『野田橋』幅二間長八間（今は普通の道路なるも時の村長増田氏特に保存に努め、氏自から『野田橋』を揮毫せるもの今尙四隅に存す）架設の際の如き、其の經費實に百貳拾餘圓也を要したりしも、不幸、其の出所に苦みたるを以て、氏は遂に氏自から月賦償還の途を講じ、以て竣成を見るに至れるものの如き、情義交々濃かなるものあり。

近年、居を大阪府中河内郡布施町に遷し、靜かに老を養ふと雖、其の依然として公益を圖る亦洵に尠少ならず。乃ち其の地長瀬川に架するに既に一大石橋を以てす、里人爲に『野田橋』と銘じ、聊か以て其の徳に報ゆるを見る。氏も亦徳の人なるかな。

氏、今や齡七十又三、正に老境に入ると雖、老いて倍倍壯康を加へ、嚴冬尙衣を重ね暖を爐邊に求むるなく、鑠實に壯者を凌ぐ、慶び之より甚しきは無し。

其三 辻堂前方面

1、概況

大字天王寺小字辻堂前界限は、其の阿部野橋の東南邊に位し、北に大阪電車阿部野驛、更に其の北に隣りて關西鐵道線天王寺驛あり。且つ天王寺公園の東南端に接せるを以て地の利極めて好く、加之大阪府廳常盤通官舎及び宏壯の邸宅次第に建設せられ、現今頗る隆昌を來せるも、今を去る、二十餘年前の當時にありては、南遙かに大字阿部野の聚落を望み、西、阿部野街道に聯るあるのみにして、人家散在、所謂阿部野原の稱に負がざりしものなり。既にして明治三十六年春今の天王寺公園一圓を劃して、第五回内國勸業博覽會を開設せらるるや、これの附近の規模も亦自から趣を異にし、而かも新世界の經營、戎警察署其の他の建設は頓に面目を一新して次第に殷盛を極むるに至れるものなり。

口、八十軒長屋

由來、此地方は、大阪商業會議所（當時極めて小規模のものたり）阪堺（後南海鐵道終點惠美須驛等ありしと雖、西は木津南は今宮北は日本橋五丁目等に聯る。大阪市南端に位し、所謂六道の辻あり。且つ、長町と稱せる貧民窟所在の陋巷たり。而して、其の長町の窮巷も亦勢移轉せざるを得ざるに至るや、其の際、國分己之助氏は我が辻堂前の地約一千坪を劃して、此に八十軒の長屋（戸約五坪許）曾て幽靈長屋と稱したりしもの）を其の住民と共に移轉せしむるに遇ふ。

是等の窮民は、概ね人力車夫、日傭、土方、蛇蛙捕獲、紙屑拾ひ等を營み、僅かに其の生を送るものなり。而して、此種社會の常として驕暴懶惰、陋習卑俗、生膚裸體、恬として恥ぢざるの狀一に名

状すべからず。其の所轄住吉警察署の如き亦洵に困難を極めたりしといふ。時の人呼びて『新臺灣』と唱へ又は『臺灣長屋』と稱せしもの、亦故なきにあらざるなり。

八、改 善

此時に方り、本村犬飼源之助氏此地一圓を買収の上、内十戸を改造して顔料製造業を営み、又春日湯を創め(後現在の春日園を經營)頻りに生活の向上、風儀の改善を期したりしも敢て其の功なく、嘆嗟其の極に達するの際、偶偶池田爲次郎氏、大阪市南區圓明寺の出なるも、所謂南地の火災に遭ひ、且つ、病を養ひ此地南方小字口前後の地に移り住せるに遇ふ。既にして犬飼氏と好く、交情極めて濃かなるものあるに至るや、氏は遂に八十軒長屋管理及び改善の事を囑さる。時正しく大正三年十月の事に屬す。

既にして、大正十一年三月、茲に一大計劃を樹つ、即ち同十三年二月を限り、此八十軒長屋に新臺灣退去の英斷即是なり。蓋し、氏は是等の家賃を一箇月金參圓なりしものを頓に金六圓に騰し、内金貳圓を蓄積し、又他壹圓を別途蓄積して一に移轉の資に備ふるものたり。此舉洵に住人の意に適ひ、家賃の納入亦良好を來し、人心亦次第に順良の傾きあり。是より先、氏は切りに兒童就學の途を講じ、且つ、人事其の他の斡旋に努む。即ち某一女子の如きは其の小學校卒業後直ちに電話交換手に採用さるるに遇ふ。此に於て向學の氣勢頓に加はるに至りし事ありといふ。

二、退 去

情勢概ね斯の如し、而して、茲に豫定の退去期に垂とするや、犬飼氏は正に約を履みて茲に愈愈自利利他、圓滿具足の好成绩を博せり。蓋し、其の退去者に對しては各各其の蓄積の金員(利子加算)約五拾圓に更に補助として金貳拾圓を加へ、約七拾餘圓を給せしを以て、住民概ね大阪市内に歸り、堂堂一戸を構へ以て生業を營むに至れり。(今宮釜ヶ崎なる貧民窟に入れるもの僅かに一世帯ありしのみ)後、犬飼氏は更に規模を改め、以て現在の住宅經營『春日園』を構成し、且つ、自からも其の附近に居を下して自他交交共榮の實を示し、池田氏亦依然として健在常に公共の事に盡瘁怠りなく、靜かに餘生を送らるるを見る。

ホ、追 懐

此舉一見一小事件の如しと雖、事苟も人生の發達、地方の改善而かも本村村格の向上乃至繁榮に關する一大要策たるを失はず。若し夫れ、天王寺公園は勿論、惠美須、木津、難波、且つは、生野、鶴橋方面に至る迄曾て本村の領域たりしを懐ひ、従つて又、四天王寺、清水寺、阿倍寺等の巨刹輪奐高く儼存の當年を偲び、我れ人、今昔の感に禁えざるなり。而して、これの新臺灣の出現及び撤退の事情の如き昨尙今の如く感慨亦更に深からざるを得ず、特に誌して後日に備ふ。

其四 高松方面

イ、概況

大字天王寺小字高松、黄金地、馬ノ口、鶴ヶ崎、中島、中ノ谷、浮島、八反田界限を俗に『北海道』と稱す。蓋し、大阪市の南端、南區大道五丁目城東鐵道線路以南、及び東成郡生野村字西國分及び同郡北百濟村字桑津等と隣接して、而かも、本村の北北東方に位せるのみならず、人家極めて稀薄、加ふるに道路險惡、生業不定、白晝猶盜兒徘徊、其の甚しきに至りては、婦女子の通行亦頗る危険を感ぜざるを得ざるの情勢たり。

蓋し、廣漠なる木綿、菁蕪、大根及び甘藷畑の間を一つは平野、一つは田邊街道の通ずるあるのみにして、荒涼洵に意想の外に出づ。加之、現在の平野街道源ヶ橋立賣市場所在地附近には、所謂窮民部落の存在するありて、其の性情の不良にして其の風習の卑陋なる、従つて又犯罪其の他不祥なる事件の饒多なる世稀に觀る所のものたり。想ふに、是全く各地『場末』の常にして時の警官……平野、住吉を経て後、現在の今宮警察署所管……亦勞苦尋常のものにあらざりしといふ。

ロ、草創

明治三十八年九月一日を以て、小字高松田邊街道西邊三千七十一番地へ移住せる熊見龜三郎氏の如きは、實に當地方草分の第一人者たらざるべからず。

氏は元、大阪市南區大和町の豪商にして代代「鍋屋」三稱へ、米穀を商ひ、其の十三代前宗園の如きは、豊臣秀吉の命を奉じて現在の道頓堀南方一圓を修築して以て一大新田を拓き、後又代代南區十人兩替の一人として勢頗る盛なりしといふ。而して、父與三郎改富三郎は偶偶、明治維新に際し、再び熊見姓を冒せるものたり。蓋し、中祖熊見小源吾正なる者、但馬出石城主に仕へ、熊見庄を領せるものなりといふ。現戸主龜三郎氏は依然として舊態を存したりしに、明治三十一年、米價暴落……豊凶不順、朝鮮米大輸入の結果……の爲俄かに没落、且つ、家人亦大患に罹れるものありしを以て、遂に此地に來り、靜かに奉公を期し、爾來、生業を營み（養鶏事業の先蹤の條参照）且つは村内各種の委員を囑託され、盡瘁至れり盡せるものあるを見る。

ハ、荒涼

乃ち就きて其の初めて此地に來り住せし當時（約二十年前）の狀況を聽くに、彼の平野街道に於て、めしや兩三軒の他に焼餅、關東煮等の屋臺店若は出し店兩三臺ありたるのみ。加之、同街道筋鐵道城東線踏切東側に木賃宿僅かに一軒及び關西線との中間源ヶ橋東側に平屋建の裏長屋拾戸あり。而かも之に二三十世帯を構ふるの窮狀なり。……現在に於ても天王寺第三方面に於けるカードの大半は此地方に存す。

情勢概ね斯の如し、乃ち其の地價の如きも、現に熊見氏の初めて賃借せし當時の如きは壹坪一ヶ月

金壹錢の割にて、彼の賣買の如きは殆ど行はれず。其の數年後約二十箇年前に至るも猶壹坪金五拾錢内外のもの如かりしも、事實は容易に實現せざりしもの如し。

二、振興

既にして平野街道に於て、人家約十軒を建て、熊見氏界限亦四五軒を建築するものあるに至るや、俄かに壹坪金貳圓七拾錢を以て賣買するものあるに至れり。此時に方り、藤野龜之助氏大いに買収を企て且つ頻りに整理を加へ、一躍坪四五拾圓を稱するに至れり。是より先、熊見氏に亞で奥野寅造氏南河内郡より來住と共に加藤毅(大阪府立師範學校教師)及び小池廣太郎氏等續續來りて住宅を營み、後、南方數町を隔つる所に大阪府立天王寺中學校及び私立明星高等女學校の設立を初め、西南に加島銀行寄宿舎、西に高島屋吳服店寄宿舎及び東に大阪市電氣局天王寺寄宿舎等順次建築に伴ひ、人家亦増殖し來りて現今既に一千百五十餘戸の多きを算す。故を以て現在に於ては坪壹百圓を時價とするの好況を呈せるを見るに至れり。

ホ、追懷

若し夫れ、道路險惡、衛生危險の結果、彼の熊見、奥野の兩氏等熾に土砂を運びて自から道路を修め溝渠を浚へたる、又塲末街道の常として勸進、寄附、物貰等頗る多く、而かも、三人五人黨を結びて強要若は強盜を事となすを初めとし、行路の荷車、西瓜、梨等に暴行を加へ、兎もすれば、強奪を敢てせる、乃至城東線田邊街道踏切南二十間許の所に『八平狸』の小祠あり、爲に夜間通行を怖れたる等、事素より此地に限られたるものにあらず、爾他の塲末も亦此種の事實を存すべきも、懷へば各種の世相歴然として視るが如く、是亦今昔の感に禁えざるなり。

其五 玉手方面

大字天王寺小字玉手一帯の地に約三十戸計りの貧民窟あり。其の生活の狀態及び風儀等概ね前項所載の如くなるも、此には養豚の業を營む者多く不潔洵に云ふべからず。而して其の就學勸誘の際の如きも、極めて困難を感じ、村當局の煩勞亦極めて甚しかりしと云ふ。乃ち本村苦惱の一難境にして時人呼びて『朝鮮』と稱し來りたりしも、大正三、四年の交、偶偶、飛田遊廓設置の氣運に伴ひ次第に繁昌を來し、自から轉業若は他地方に移轉せるもの多く、今は正しく趣を異にし、生活の狀態亦全く昔日の比にあらざるを見る。

其六 名所舊跡覺簿

本村就中、大字阿部野方面に於ける古來の名勝、古蹟其の他特殊の事象を筆録して、一に襍輯に努め、名けて『名所舊跡覺簿』と題せるものあり。半紙堅綴の一小冊子にして正に本村大字阿部野保田利

一、天田街道 二間半幅、約十二丁。素天下茶屋より阿部野に至る私道を延長して、更に、東成郡田邊村を経て平野郷に通ずるもの。従つて時の田邊村長三杉長兵衛氏に協力以て成功せるものなり。

尙、本道は素より私道なるも、特に又村及び大阪府の補助を受け、買収其の他を完了せるものなり。

一、吉野通 二間幅、十四丁。字播磨塚より茶屋前に至る。該道路は明治四十四年四月四日の開通にかかるを以て、四字四箇に因み、四四野通に吉野とは銘せるものなり。該工事施行の際は、其の耕作用野井戸埋没を拒ぶもの尠からざりしを以て、勢ひ曲折の己むなきに至れるものなり。

一、北畠通 二間幅約四丁。阿部野街道より、東成郡我孫子道へ通ずるものなるも、素、此方面には一條の小徑をも存せず、殊に播磨塚附近は其の難澁の甚しきものなり。乃ち、山田一郎兵衛、村上幸助兩氏所有の地積を左右各一間宛、及び其の他數氏よりは亦若干の寄附を得たるものなり。而して、此際、墳墓其の他に關し、又特殊の煩勞を來し、悲喜交甚しかりしといふ。

一、西常盤通 三尺幅、約三丁半。現在の常盤通巡查派出所前を西へ一直線。此際、南陽館に稱する一大料亭を設け頗る隆昌を極めたり。

一、明治通 二間幅、約三丁。庚申橋南詰を南へ一丁餘より、更に東に通じ現在の加島銀行寄宿舍に至る。

一、塚原通 二間幅、約六丁。現在上町線中道停留所東北より更に西へ通ずる道路は曲折極めて甚しかりしものを極力修正の上、西方低地へ連絡せしめたるものなり。

尙、此他に、

常盤通、柘榴通、兼好通、丸山通、榮通、柳原通、相生通、大正通、巴通、晴明通、御坊通、旭通、春日通、千秋通、萬所通、北天下茶屋通等、數へ來れば多益多きを加ふるも、其の開通に公道私道の別なくの當時は是亦異常の厚意と努力とを要したりしを信す。乃ち詳細説述に努むべきも、今尙資料の正確なるものを得ず、特に後人の追補を俟つ。

其八 耕地整理

本村大字天王寺稻谷池は、古來、霖雨の際には汎濫特に著しく、其の二重の堤塘の如きも、時に決潰を來し、附近の田畑を損すること亦實に非常のものなり。乃ち之が整理を要する極めて切なるものありしも、彼の天王寺、堀越方面の農家の如きは、特に好感を持せざりしもの如し。然るに、時の村長(大正元年より同四年に至る)増田忠三郎氏極力勸奨の結果、遂に同志五十九人を結束して『天王寺耕地整理組合』を組織し、銳意完成を期するに至れり。田畑宅地池沼原野道路溝渠堤塘等二百八十一筆、正に八萬七千五百四十七坪強、地價壹萬五千七拾圓九拾七錢。此時に方り、氏は大正四年を以て其の職を退くと同時に、これの事業も亦これを次代村長故柴谷伊之助氏に譲り、後、正しく竣成せるものなり。

既にして、大正五、六年の交、偶偶此地中央部約貳萬坪を飛田遊廓地に指定されたるを以て、其の地價の如き豫て評價委員に於て僅かに金五圓坪となしたりしものを、一躍坪七拾五圓に騰貴し、俄か

に巨萬の支拂を受くるに至れり。乃ち爾餘の組合員に平分し各自意外の收得を致せるの盛況を來し、爾來、同指定地の繁盛と共に、頻りに隆昌を加へ、以て現在(第五編第十一章第六節参照)の繁榮を極むるものたり。

増田氏當初の意圖は、卒先耕地整理の有利を覺り、旁旁稻谷池附近の汎濫を治め、以て農業の振興を期したるものたりしに、爰に此隆昌を見る感慨亦異常のものありて存せん。今時の整理區域字名を示せば左の如し。

大正二年七月十六日の村公告に基き左記地域を調査及び検査を開始し、同三年三月十二日該組合設立及び工事施行許可。

北國分寺 南國分寺 墓ノ前 内墓 稻谷 堺田 東松田 西松田 南松田 北下ノ森 中下ノ森

右は全く本村最初の土工にして、之が主任技師は實に川谷長次氏たり。而して時の總經費は壹萬七千九百五拾參圓を要せしもの如し。此舉寔に我が郡内に於ける耕地整理の嚆矢にて、斯業先蹤の功亦洵に没すべからざるなり。時の役員を示せば左の如し。

創立當時の役員氏名

(大正三年三月廿日選舉)

組合長 増田 忠三郎 副組合長 小川 藤次郎
 評議員 斧原龜太郎 大堀太三郎 大川新太郎 中濱辰之助

兒玉 芳助

杉山小兵衛

大浦五郎兵衛

解散當時の役員氏名

(大正六年三月十九日)

組合長 柴谷 伊之助 副組合長 山田 淺次郎
 評議員 大浦五郎兵衛 浦野藤兵衛 杉山小兵衛 兒玉 芳助
 斧原 岩松 馬場常治郎 井上 淺

尙、該整理事業に就き、善行績美尠少なからざる中に大浦五郎兵衛氏の如きは、其の組合員として又評議員として斡旋盡力至れり盡せるものたるは論を俟たざる所なるが、事既に大半を了し、當に各自所有の境界を定むるに當り、時の組合長増田氏専ら委任決定せるものなるが、大浦氏は其の境界標確立に際して親く増田組合長に『此決定に對して鄰人の異存はあらざるべきも、望むらくは更に五寸許を予の地域内に移さるべし』この事なりしとなり。事情概ね斯の如し、増田氏の感激極めて著く、今尙讚嘆措かざるものあるを見る。

其九 區劃整理

甲、概 説

大正八九年の比、元、村長増田忠三郎氏は本村東部に於て耕地整理を企圖する所ありしも、本村の

振興、就中、戸口増加の趨勢は實に異常のものたりしを以て、寧ろ完全なる住宅地域を望むもの次第に多きを加へ、遂に具體化するに至らず。後、泉岡村長就職の當時、偶偶土地區劃整理法の發布あり、村長乃ち行政の基礎は之を活用するにありとなし、直ちに村内外の有志と計り、大いに規劃する所あり。既にして、武岡村長(大正十一年六月就職)に至り、更に有志と計り、極力斯業の完成を期し、大阪府及び内務省其他當局と幾度も接衝を重ね、遂に内務當局の同意を得、其の大臣許可後、忽ち彼の關東大震災の突發に遇へるが如き、奇遇も亦甚しかりしといふ。

既にして、大正十三年一月二十一日付、大阪府知事認可に基き、同二十九日を以て天王寺村尋常高等小學校に於て盛に創業總會を開き、規約を設け役員を選び、且つ各部署を定めて愈急事業に左記に遂行を期するに至れり。而して該事業は都市計画法第十二條に基く區劃整理は本邦最初にして、且つ最大なる面積を有するものなり。

乙、阪南土地區劃整理組合事業概要 (大正十四年三月末現在)

一、整理地區 本村大字阿部野の東方に於ける緩傾斜地は一般に西より東に向つて傾斜する平亘地にして、南海電車平野支線以南、田邊町大字猿山に至る股ヶ池以西の五區にして、本村大字天王寺、田邊町大字北田邊、同南田邊、同猿山及び住吉村の一町二ヶ村に跨る南北に長し。
一、地區内總面積 三十八萬六千七百九十九坪一四

内

天王寺村 二十二萬三千五百三十七坪七五 田邊町 十一萬三千〇二十七坪五九 住吉村 五萬二千三十三坪八五

一 組合員數 三百四十名

一 豫算總額

拾八萬壹千四拾壹圓貳拾九錢

内 工事費 拾參萬九千四拾壹圓貳拾九錢
事業費 四萬貳千圓

一 計畫道路

イ、道路總延長 一萬四千七百九十間

内 六間巾 一千四十六間 四間巾 三百九十九間
三間巾 一萬二千五百五十間五分 二間巾 七百九十四間五分
ロ、水路總延長 九千九十八間五分

一 工事期間 自大正十三年七月一日 至十六年三月末日

一 工事主任 三村 由 太郎

一 組合役員 組合長 武岡 充忠 組合副長 太田儀兵衛 同 橘 與 一

正誤表

右行正 左行(内誤)

頁行	凡例	二	掛谷常次郎	三	六	金	田	由	松
二	食	三	封	三	一	五	倉	日	
三	庄	三	園	三	一	二	滅	供	御
四	津	三	を	三	二	本	有	田	
五	議	三	を	三	九	經	過	田	
六	を	三	を	三	九	經	過	田	
七	を	三	を	三	九	經	過	田	
八	を	三	を	三	九	經	過	田	
九	を	三	を	三	九	經	過	田	
一〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
一一	を	三	を	三	九	經	過	田	
一二	を	三	を	三	九	經	過	田	
一三	を	三	を	三	九	經	過	田	
一四	を	三	を	三	九	經	過	田	
一五	を	三	を	三	九	經	過	田	
一六	を	三	を	三	九	經	過	田	
一七	を	三	を	三	九	經	過	田	
一八	を	三	を	三	九	經	過	田	
一九	を	三	を	三	九	經	過	田	
二〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
二一	を	三	を	三	九	經	過	田	
二二	を	三	を	三	九	經	過	田	
二三	を	三	を	三	九	經	過	田	
二四	を	三	を	三	九	經	過	田	
二五	を	三	を	三	九	經	過	田	
二六	を	三	を	三	九	經	過	田	
二七	を	三	を	三	九	經	過	田	
二八	を	三	を	三	九	經	過	田	
二九	を	三	を	三	九	經	過	田	
三〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
三一	を	三	を	三	九	經	過	田	
三二	を	三	を	三	九	經	過	田	
三三	を	三	を	三	九	經	過	田	
三四	を	三	を	三	九	經	過	田	
三五	を	三	を	三	九	經	過	田	
三六	を	三	を	三	九	經	過	田	
三七	を	三	を	三	九	經	過	田	
三八	を	三	を	三	九	經	過	田	
三九	を	三	を	三	九	經	過	田	
四〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
四一	を	三	を	三	九	經	過	田	
四二	を	三	を	三	九	經	過	田	
四三	を	三	を	三	九	經	過	田	
四四	を	三	を	三	九	經	過	田	
四五	を	三	を	三	九	經	過	田	
四六	を	三	を	三	九	經	過	田	
四七	を	三	を	三	九	經	過	田	
四八	を	三	を	三	九	經	過	田	
四九	を	三	を	三	九	經	過	田	
五〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
五一	を	三	を	三	九	經	過	田	
五二	を	三	を	三	九	經	過	田	
五三	を	三	を	三	九	經	過	田	
五四	を	三	を	三	九	經	過	田	
五五	を	三	を	三	九	經	過	田	
五六	を	三	を	三	九	經	過	田	
五七	を	三	を	三	九	經	過	田	
五八	を	三	を	三	九	經	過	田	
五九	を	三	を	三	九	經	過	田	
六〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
六一	を	三	を	三	九	經	過	田	
六二	を	三	を	三	九	經	過	田	
六三	を	三	を	三	九	經	過	田	
六四	を	三	を	三	九	經	過	田	
六五	を	三	を	三	九	經	過	田	
六六	を	三	を	三	九	經	過	田	
六七	を	三	を	三	九	經	過	田	
六八	を	三	を	三	九	經	過	田	
六九	を	三	を	三	九	經	過	田	
七〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
七一	を	三	を	三	九	經	過	田	
七二	を	三	を	三	九	經	過	田	
七三	を	三	を	三	九	經	過	田	
七四	を	三	を	三	九	經	過	田	
七五	を	三	を	三	九	經	過	田	
七六	を	三	を	三	九	經	過	田	
七七	を	三	を	三	九	經	過	田	
七八	を	三	を	三	九	經	過	田	
七九	を	三	を	三	九	經	過	田	
八〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
八一	を	三	を	三	九	經	過	田	
八二	を	三	を	三	九	經	過	田	
八三	を	三	を	三	九	經	過	田	
八四	を	三	を	三	九	經	過	田	
八五	を	三	を	三	九	經	過	田	
八六	を	三	を	三	九	經	過	田	
八七	を	三	を	三	九	經	過	田	
八八	を	三	を	三	九	經	過	田	
八九	を	三	を	三	九	經	過	田	
九〇	を	三	を	三	九	經	過	田	
九一	を	三	を	三	九	經	過	田	
九二	を	三	を	三	九	經	過	田	
九三	を	三	を	三	九	經	過	田	
九四	を	三	を	三	九	經	過	田	
九五	を	三	を	三	九	經	過	田	
九六	を	三	を	三	九	經	過	田	
九七	を	三	を	三	九	經	過	田	
九八	を	三	を	三	九	經	過	田	
九九	を	三	を	三	九	經	過	田	
一〇〇	を	三	を	三	九	經	過	田	

大正十四年三月卅一日印刷
大正十四年四月三日發行

編纂兼 發行所 大坂府天王寺村

印刷者 沼田龜三郎

大坂市北區天滿橋筋三丁目

印刷所 沼田印刷所

大坂市北區天滿橋筋三丁目

發行所 財團天王寺村公會